



Title	イギリスのシンハラ人土民首領制度に対する政策（1796-1811）
Author(s)	高畠, 稔
Citation	北海道大學文學部紀要, 25(2), 1-55
Issue Date	1977-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33412
Type	departmental bulletin paper
File Information	25(2)_PL1-55.pdf



イギリスのシンハラ人土民首領 制度に対する政策 (1796—1811)

高 畠 稔

目 次

は し が き	3
1. 首領の種類と職務	6
2. イギリスの占領直後の対首領政策	12
3. ノース総督による対首領政策の転換	19
4. メイトランド総督の対首領政策	28
(1) 一 般 方 針	28
(2) 立 法 措 置	33
(3) 首 領 人 事	41
5. メイトランド総督の対仏教教団政策	47
お わ り に	55

イギリスのシンハラ人土民首領 制度に対する政策(1796—1811)

高 島 稔

は し が き

イギリスのセイロン統治機構の形成過程におけるひとつの問題は、土民首領制度の処理方法をめぐるものであった。ここで私が土民首領とよぶのは、16世紀末期以降この島の沿海地帯において最高の支配権力を掌握したヨーロッパ人の政庁の下で、一定の職務とそれにみあった特権・報酬・名誉を与えられ、ヨーロッパ人の政治権力の末端における執達機関として機能した、少数の島民のことである。かれらの地位は一方では外国の植民地政庁の付与する権威に依存したが、他方ではそれ以前の在来社会におけるかれらの富と権力とに依拠していたと思われる。このような土民首領たちは決して等質的な性格のものではなく、職務の種類や序列などに従っていくつかの官階に分かれていた。「首領」は Headman の訳語であるが、この語の背景には上述のような統治制度上の意味があるので、これを単純に村落や団体の統率者の意味に解してはならない。また「土民」(Native)は外人支配者に対する国人の意味でのみ用いる。これら土民首領たちの職務と地位とが植民地政庁の定めるところであり、かれらの存在そのものが統治機構のなかにとりこまれていたことから、私は首領制度⁽¹⁾という表現を用いる。

小稿はイギリスのセイロン統治の初期における首領制度について、イギリス側のそれに対する態度と具体的な政策の展開とを跡づけるためのもので、トマス=メイトランド総督の在任期(1805年7月～1811年3

月)までを当面の対象とする。首領制度に興味をもった理由は、首領たちの権力の源泉が在来社会内部に既に形成されていたとみれば、それへの対策は在来社会を全面的に支配するための要^{かなめ}であり、植民地政庁権力のシンハラ人社会への浸透の方法を端的に示すと考えたからである。時期限定の理由は、対首領政策の体系的な完成者がメイトランドであり、彼の統治期をもってその初期の試みは終るとみてよいからである。事実、私はメイトランド期に叙述の大半を費した。また本稿で対象となる地域は沿海のシンハラ人居住地域、スリランカ共和国のプッタラム県ハラーワタ以南、コロンボ、カルタラ、ガール、マータラ諸県におく⁽²⁾。資料は、私がスリランカ国立文書館で閲覧収集した当時の公文書類を中心として用い、それに関連の諸研究を参看して補⁽³⁾なった。また小稿の問題に關係して私は既に「メイトランド総督のシンハラ人統治政策——史料の紹介を中心に——」(『榎博士還暦記念東洋史論叢』1975年刊 261～274頁所収 以下「前稿」と記す)を書いたが、小稿はこれをその後の研究によって発展させたものである。

ところで、セイロンの首領制度の研究は、従来のさまざまな概説書・研究書中に他の事項との関連で与えられているものが大部分であって、⁽⁴⁾公刊されたモノグラフは一篇もないといってよい。未公刊ながら注目すべきモノグラフに、Patrick Peebles, *The Transformation of Colonial Elite—The Mudaliyars of the Nineteenth Century Ceylon*, Dissertation for the Degree of Ph. C., University of Chicago, 1973がある。この論文は、ポルトガル・オランダ統治期に筆をおこし、イギリスのセイロン支配の初めから、コールブルック＝キャメロン改革を経て「カラ＝ゴイ論争」⁽⁵⁾に及ぶ時期のムダリヤール層の通史であって、政庁の上層身分支持政策と植民地体制下における社会・経済的変動との関わりを追求した好著である。⁽⁶⁾雑誌論文では M.Y. Gooneratne, “The Mudaliyar Class of Ceylon: its Origin, Advance and Consolida-

tion”, Vidyodaya Journal of Arts, Science and Letters, III-2, 1970
があるが入手できなかった。専論でない研究書中の関説部分には行論中
にふれることにしたい。

なお執筆に際しスリランカ大学史学科の T. B. H. Abeyasinghe 教授
(コロombo分校), V. Canapathypillai, P. V. J. Jayasekera 両博士 (ペ
ーラデニヤ分校), スリランカ国立文書館の K. D. G. Wimalaratne 氏
の教示と助言に、深く感謝の意を表したい。

註

- (1) P. D. カンナンガラ氏によれば、ふつう首領制度 (Headman system) と称されるものは、ヨーロッパ人の支配する以前の「封建的組織 (feudal organization)」から、王と宮廷・王室関係の官職・制度を除いたものである (P. D. Kannangara, *The History of the Ceylon Civil Service 1802-1833, A Study of Administrative Change in Ceylon*, Dehiwala, 1966, p. xiii.)。
- (2) 地名のカナ表記についてはなるべく現地の発音にあわせるべきであろうが、日本での慣用も考えて、Kolamba (Colombo) は‘コロombo’ Trikuṇāmalaya (Trincomalee) は‘トリンコマリー’とする。英語で Galle と書く地名は、県名は Gālu Distrikkaya, 都市名は Gālla であるが、以下‘ガール’と統一して表記する。また Kandy はシンハラ語の Mahanuvara に随う。
- (3) Śri Laṃkā Jātika Lēkhanārakṣaka Depārtamēntuva がその名称 (以下 SLJLD. と略記)。スリランカ学界をもふくめた暗黙の了解として、イギリス領セイロンに関する公文書はロンドンの Public Record Office 所蔵の植民地省文書 (略号 C. O.) に依るのが常識であり、ロンドンにない記録のみをコロomboで補なうのがふつうである。これは従来主要な研究がイギリスの諸大学の学位論文として書かれて来たという事情にもよるが、記録の量と整理の点でロンドンに一日の長があるのは否めない。ただ官報 (Ceylon Government Gazette. 以下 CGG. と略記) のみはコロomboに創刊号からあり、ロンドンには1813年以降分のみがある。以下同文書館の記録 (Records) は、その分類様式に従って Lot/Vol./Page 及び・または日付を、本文中の引用・要約のあとに記す。
- (4) 首領制度への関説が特に多いのは、Colvin R. de Silva, *Ceylon under the British Occupation 1795-1833*, vol. 1, (1st edn., 1931) 2nd edn., 3rd imp., Colombo, 1953; vol. 2, (1st edn., 1942) new imp., 1962 (以下 CuBO. と略記), Kannangara, *op cit.* の2著である。

- (5) 19世紀後期に至って、経済活動によって富裕になったカラヴァ (*Karava*) =カーストの成員が、かれらのクシャトリア起源なることを主張し、従来シンハラ人社会の最上級カーストと目されて来たゴイガマ (*Goyigama*) をシェードラ起源とみなして、自己の優越を唱えたことに端を発する。この *Goyi-Kara Contest* については、B. Ryan, *Caste in Modern Ceylon*, Brunswick, N. J., 1953, pp. 331-335; K.M. De Silva, “*The Legislative Council in the Nineteenth Century*”, *University of Ceylon, History of Ceylon*, vol. 3, 1973, pp. 242-248; M. Roberts, “*Elite Formation and Elites 1832-1931*”, *op cit*, pp. 279-282 が理解に資する。

* この論文集の書名は、以下 UCHC. と略記する。

- (6) 私はピーブルズ氏の論文の複本をスリランカ国立文書館で読んだ。

1. 首領の種類と職務

首領 (Headmen) と総称される人びとは、前述のようにいくつかの種類と階等に分かれていた。以下イギリス統治期の史料に現われる主としてゴイガマ (ヴェッラーラ) =カーストの首領を列挙して解説する。

首領職の最高位はムダリヤール (*Mudaliyār*) であった。この語の語原はタミル語の *Mutali* の複数形といわれ、シンハラ語では *Mudali* または *Mudaliyā*, 敬称は *Mudiyansē* というが、植民地官制用語としては “*Mudaliyār*” が固定した。⁽¹⁾ *Mudali* は13世紀のシンハラ人の間では1個またはそれ以上の村落の首領の意味で用いられたが、⁽²⁾ 15世紀以降はコーッター (*Kōṭṭē*) 王国の軍隊の指揮官の呼称となり、次にポルトガル領セイロンの土民兵 (*Lascoryns*) の隊長の意味で用いられた。⁽³⁾ オランダ政庁はこれを継承し、やはり土民兵の隊長としてムダリヤールを任用していた。⁽⁴⁾ ポルトガル・オランダ領期を通じてムダリヤールは、ヨーロッパ人県知事 (*Disāva*) の軍務を補佐した。オランダ領期には県知事の下で紛争の調査などの仕事に当るアタパットゥ = ムダリヤール (*Atapattu Mdl.*) が設けられ、⁽⁵⁾ また総督に直属するマハ = ムダリヤール (*Maha Mdl.*) が生じた。本来の軍官としてのムダリヤールは県の下郡 (*Kō-*

rale) を単位におかれていたらしい。郡には文官の郡長 (Kōrāla) という土民首領がいたが、ファン＝イムホフ (Baron G. Wm. van Imhoff) 総督の時期 (1736～40) に郡長職は廃されて、ムダリヤールがその職を兼ねることにされた⁽⁸⁾。またムダリヤールはオランダ政庁下の地方裁判所 (Land Raad) にも関係した⁽⁹⁾。それゆえその権力は軍事・司法・一般行政の各般に及ぶ極めて強大なものとなり、しかも政庁はその職の職禄地 (Baḍavādilla, Accommodessan) をその保有者の嗣子に与えたので、遂には職そのものが事実上世襲制的性格をおびるようになったのである。職禄地そのものの規模はさほど大きなものでなく、オランダ政庁はその最高限度を20アムナ (約16ヘクタール) に抑えていたというが、ムダリヤールの富と権力の源泉はむしろ、かれらが管区の住民に対して王役 (Rājakāriya) とよばれる強制労働の徴発権をもつところにあつた⁽¹⁰⁾。かくてオランダ統治機構の底辺は、少数の強大な権力をもつ名望家たちによって完全に掌握された状態になり、ムダリヤール層の勢力の削減がオランダ当局者の課題ともなっていたという。

領有初期のイギリス人たちは、ムダリヤールに “native magistrate” の訳語を与えてこれを理解しようとした。例えばイギリス第19歩兵連隊の軍人として在島したロバート＝パーシヴァルは、ムダリヤールをこの語で表現し、「グレート＝ブリテンにおけるわが地方下級判事及び都市下級判事^{カントリー・マジャストレイト シティ・マジャストレイト}に類似せる権力を行使する」ものとして、租税徴収の補佐、租税及び寄付金の割合の決定、政府の役務にあてる農民の召集、地方駐屯軍のための食糧等の調達、資材・貨物の運送にあたる人夫^{クーリー}の提供を挙げ、「要するに、土民の行動を看守し、公共または私人の利益が損われるのを防ぐのが、彼らの仕事である」と述べている⁽¹¹⁾。従軍司祭のジェイムズ＝コーディナーも、首領たちすべてを “magistrates” として把え、ムダリヤールをその首位たる者としていた⁽¹²⁾。

なお、コーッテ王国期からポルトガル統治期にかけてのムダリヤールは、必ずしもゴイガマ出身者と限らず、例えばカラーヴァもいたので

はないかと思われる。ゴイガマすなわちヴェッラーラ (*Vellāla*)⁽¹³⁾ が重視されるようになったのはオランダ統治中期から後といわれる。そしてこの時期の前半には、微賤の出自の者が通訳からとりたてられてムダリヤールになり、さらには有力者、名望家と通婚し、官職と門地を得てやがて王役差配権をも掌握するという傾向が現われ、かかる層が閥族としてのムダリヤール層を作り上げたとみられる。19世紀はじめの有力者、名望家の起源は1700～40年の間にこれを求めうる、というのがピーブルズ氏の説である。

ムダリヤールに次ぐ第2位の首領はムハンディラム (*Muhandiram*) で、これももとは県の軍官であったが、前者同様オランダ統治期には文官職を兼ねた。総督・県知事直属のムハンディラムが設けられたことも同じであった。ムハンディラムも原則として1郡または1郷 (*Pattuwa*) に1人が任命されたものらしい。

軍官系統の首領の第3位をアーラッチ (*Āracci*) という。ただしこの職はおそらくオランダ統治の遅くない時期に、そのものとしては消失したらしい。というのは、1805年10月19日付でコロomboの税務官から総督府書記官長に送られた管内の首領の一覧表 (SLJLD., 6/45A) と、同年11月12日付のガール＝マータラ県の首領の一覧表 (*Do.*, 6/69) との2資料——これらはともにオランダ人の残した記録にもとづくものらしい——には、ただアーラッチと称する首領職は現われず、ヴィダーナ＝アーラッチ (*Vidāna Āracci*) なるものしか出て来ないからである。なおヴィダーネー (*Vidānē*) は文官系統の職名であり現われる範囲は広いが、ここでいうヴィダーネーは1またはそれ以上の村落その他の単位地域の首領であって、管轄範囲のより広い者がヴィダーナ＝アーラッチとよばれていたようである。すべてのヴィダーナ＝アーラッチの下にヴィダーネーがいるとか、あるいはその逆という関係は資料からは証明できない。また後にも述べる1810年1月22日付トマス＝メイトランド総督の詳述書にみえる給与表には、稲 (*paddy*) への課税を担当する部局の首領

と思われるヴィーバッド=アーラッチ (*Vibadda Āracci*) が現われる。これも後に言及する1809年条例第6号別表には、ひとつの官階としてのアーラッチがみえるが所属の部署を特定していない。このことは、おそらく、オランダ統治末期からイギリス統治初期にかけてのアーラッチの用法を示すもので、上記のふたつのこの名の職を条例では総称しているのであろう。

アーラッチに次ぐ地位を上記の条例はカンカーニ (*Kankāṇi*, Can-⁽¹⁴⁾gany) に与えている。これももとは第4位の軍官名だったらしいが、この職をおく村落その他の地域単位の数、前引の1805年の首領一覧表によると非常に少ない。この一覧表には、ヴィダーネー、マヨラール (*Mayoraal*)⁽¹⁵⁾、書記、穀物計量人が現われるが、前引の条例別表ではいずれも首領名としては採っていない。なおヴィダーネーの原義は、‘jurisdiction’^(15 a)と転じてそれを行使する首領とを意味し、このようによばれる者たちの位階・力・領域は多様であったという。

県知事の属官であったモホッティヤル (*Mohottiyar*) は、イギリス統治期にも総督府や県庁の警護の職として残された。⁽¹⁶⁾モホッティヤルはもともと固有の管轄区域をもたず地方行政とは無関係であった。その官階はムダリヤールよりも上位であったかも知れないが、イギリス統治期にはそれとムハンディラムの中間に位置づけられた。イギリス統治期の首領として認められたものに、なおバスナーヤカ (*Basnāyaka*) とパディカーラ=ムハンディラム (*Paḍikāra Mhd.*) とがある。前者はポルトガル・オランダ統治期に県知事を補佐した司法職⁽¹⁷⁾に系譜するもので、それと同名のヒンドゥー寺院 (*Dēvālaya*) の在俗信徒総代⁽¹⁸⁾ではないであろう。後者はマハヌワラからの使者の応接に当る職であった。⁽¹⁹⁾オランダが廃止した文官職の郡長コーラーラ (*Kōrāla*) も一部の地域では存続していて、イギリスはこれを首領と認めた。

以上はイギリス人がゴイガマ=カーストの首領に数えたものであるが、それらの名称の若干は、カラーヴァ (*Karāva*)、ドゥラーヴァ (*Durāva*)、

アーチャーリ (*Ācāri*), ラダー (*Radā*) の諸カーストにも共通する⁽²⁰⁾。これらの非ゴイガマと理髪師のカーストには、公認の首領の職名としてマハ=ヴィダーネー (*Maha Vidānē*) がある。これは国家への役務給付のために政府の1部局 (*Badda*) として組織されたカースト、またはその部局下の村落の総首長職を意味した⁽²¹⁾。そしてこれがムダリヤールとムハンディラムの称号を伴って、官階の上下が示されたのは、後述のとおりである。カラーヴァには固有の首領としてパタベンダ (*Paṭabānda*)⁽²²⁾ があり、パタンガティム (*Patangatim*) と訛ってよばれた。

同じ地域に同種の首領が複数いる時はさらに等級をもって区別した。

註

- (1) H. W. Codrington, *Glossary of Native, Foreign and Anglicized Words occurring in Official Correspondence and other Documents*, Colombo, 1942, p. 36 参照。なお H. Yule & A. C. Burnell, *Hobson-Jobson, A Glossary of Colloquial Anglo-Indian Words, etc.*, 1903, Repr., 1968, pp. 569-570 では、この語をセイロン島タミル地域の首領として解説しているが、これは正しくない。
- (2) M. B. Ariyapala, *Society in Mediaeval Ceylon (The State of Society in Ceylon as depicted in the Saddharma-ratnavaliya and other Literature of the Thirteenth Century)*, Colombo, 2nd print, 1968, pp. 118-119.
- (3) この王国の形成期から分裂までは、G. P. V. Somaratne, *The Political History of the Kingdom of Kotte 1400-1521*, Colombo, 1975 参照。ただし制度の叙述は本書には見出し難い。
- (4) *Hobson-Jobson*, pp. 507-509; Codrington, *op cit.*, p. 30 参照。
- (5) 近年の研究書では、T. Abeyasinghe, *Portuguese Rule in Ceylon 1894-1612*, Colombo, 1966, pp. 73-74, 125-126; Chandra R. De Silva, *The Portuguese in Ceylon 1617-1638*, Colombo, 1972, pp. 12-13, 81-82, 106, 158 参照。なおポルトガル人は島の統治権の接収にあたり、土民首領たちを召集して慣習と伝統の尊重を約束したという (S. Arasaratnam, *Dutch Power in Ceylon, 1658-1687*, Djambatan Amsterdam, 1958, p. 120.)。
- (6) 以下 P. E. Pieris, *Ceylon and the Hollanders 1658-1796*, 1918, 3rd edn., n. d., pp. 52-53, 83, 84, 101; K. W. Goonewardena, *The Foundation of Dutch Power in Ceylon 1638-1658*, Djambatan Am-

- sterdam, 1958, pp. 148-150; Arasaratnam, *op cit.*, pp. 120-121; Peebles, *op cit.*, pp. 51-57 参照。オランダ統治末期の首領制度は殊に重要であるが研究に乏しい。
- (7) *Atapattu*, (sg. *Atapattuva*) は王または県知事 (*Disava*) の身辺警護及び伝令の職をさす (Codrington, *Glossary*, p. 5; R. Pieris, *Sinhalese Social Organization, The Kandyan Period*, Colombo, 1956, pp. 24, 288.)。
- (8) しかしこの統合は不完全なものだったらしく、フアン=ホッレンネッセ総督 (在任 1743~51) は、小さな県以外では両職を常に分離していたという (S. Arasaratnam, *Memoir of Julius Stein van Gollennesse, Governor of Ceylon 1743-1751, for his Successor Gerrit Joan Vreeland, 28 th February, 1751*, Clombo, 1974, pp. 62, 115.)。イギリス統治期にもなお数名のコーラーラが見出される。
- (9) Kannangara, *op cit.*, pp. xviii-xxiii 参照。
- (10) 職禄地については *CuBO.*, vol.2 pp. 328-329 参照。彼らが差配した「王役」は、役務負担保有地 (*Ninda Paravēni*, *Dienstbaarevelden*, *Service Lands*) にもとづくカースト的労役ばかりでなく、すべての農民にかかる道路・橋梁工事その他臨時の労役からなり、量的には後者の方がはるかに大きかったと、私は考える。役務負担保有地制度と王役制度とについては *CuBO.*, vol. 2, *ibid.*, pp. 385-388 をさしあたり参照せよ。
- (11) R. Percival, *An Account of the Island of Ceylon, etc.*, London, 1803, pp. 221-222.
- (12) J. Cordiner, *A Description of Ceylon, etc.*, vol. 1, London, 1807, pp. 99-100, 350.
- (13) M.D. Raghavan, *The Karāva of Ceylon. Society and Culture*, Colombo, 1961, pp. 30-31, 50-52, 111, 115 参照。
- (14) これはタミル語の官職名で、シンハラ語では *Kankaniya*, *Kankānama* という Codrington, *op cit.*, p. 25; R. Pieris, *op cit.*, pp. 26, 297 参照。
- (15) ボルトガル語の 'maioral' で、村落の首長をいう。 *CuBO.*, vol. 1. p. 2 参照。
- (15 a) Codrington, *op cit.*, p. 62 参照。
- (16) *Mohottala* に同じである。 Codrington, *op cit.*, p. 35; R. Pieris, *op cit.*, pp. 24, 25, 118, 120, 301 参照。
- (17) Kannangara, *op cit.*, pp. xii, xiv, xx.
- (18) Codrington, *op cit.*, p. 7; R. Pieris, *op cit.*, p. 289; Kannangara, *op cit.*, p. 114.
- (19) Codrington, *op cit.*, p. 42.
- (20) 通説上のいわゆるカースト職業は、カラーヴァが漁撈、ドゥラーヴァが椰子

酒の醸造、アーチャーリが鍛冶、ラダーが洗濯、とされている。

- (21) 職業カースト部局の制度については、マハヌワラの王国の制度に即した論述であるが Pieris, R., *op cit.*, pp. 99, 180-187 を参照せよ。
- (22) 正確には *Paṭabāṇḍi Āraci* と称すべきであろう (Codrington, *op cit.*, p. 45.)。さらに Raghvan, *op cit.*, pp. 33-36 参照。

2. イギリスの占領直後の対首領政策

セイロン島のオランダ領沿海地域は、フランス革命戦争の過程でイギリス軍に占領され、イギリス東インド会社マドラス管区に編入された。⁽¹⁾ イギリスの対首領政策は、マハヌワラの王への外交使節であり、同時に「セイロン島駐在官兼租税監督官」にも任ぜられていた、アンドルーズ (Robert Andrews) によって始められた。彼は 1796 年 7 月に職禄地と役務負担保有地の制度を廃止し、8 月には首領制度をも全廃して、南インド人のアーミルダール (*Āmildār*) を導入してこれに替えた。アンドルーズはムダリヤールの権勢をイギリスの支配と両立できないものと考えており、そのために彼らの権力を覆えす挙に出たのである。⁽²⁾ 今は詳述しないが、およそそのような性急な政策の例に洩れず、結果は首領たちの率いる民衆の広汎な叛乱が起こり、96年12月から98年3月に及んだ。⁽³⁾

マドラス政庁は事態の打開策を講じるため、スイス人傭兵隊長として永らくセイロンに勤務し、1795年9月からはイギリスの幕下にあったピエール＝ド＝ムーロン准将 (Pierre de Meuron, Brigadier-General) を長とし、それに上述のアンドルーズと、開戦前からオランダとの交渉を担当していたアグニュー少佐 (P. Agnew, Major) の2名を加えた「セイロン島の租税の状況及びその他の重要問題を調査するための委員会」を、97年6月9日付で任命した。なおド＝ムーロンはほぼ同時に、セイロンにおける軍事及び統治全般の最高責任者にも任ぜられていた。調査委員会は8月4日に第1回の会議を開いてから翌年11月12日まで、

16ヶ月余にわたって活動が続けた。以下スリランカ国立公文書館記録7/2029の同委員会議事録に即して、その対首領政策の動向をみることにしよう。

調査委員会のはやくも97年8月16日の議事で、首領制度を問題として採り上げた。委員会はマドラス管区知事ホバート (Robert Hobart) に対して、叛乱の拡大を防ぎかつ鎮静させる手段として、(1) 租税徴収請負人⁽⁴⁾の行使している裁判権を接收して、各郡 (*Kōralē*) に、住民相互間及び住民と租税徴収請負人との間のすべての紛争と民事事件の第1審を担当する土民の下級判事 (a native magistrate) を任命する、(2) 下級判事の長 (the chief magistrate) をムダリヤール、その部下をムハンディラム及びアーラッチと称し、いずれもヴェッラーラつまりゴイガマ=カーストの者を任用する、(3) ムダリヤールを租税関係事項を除く政府の命令の伝達の通路たらしめ、所轄県の警察と秩序の維持に責任をもたせ、そのために小規模の民兵隊をおく、の3項目の計画を提案した。またさらに、首領の報酬は定額の俸給によるものとし、地租免除——職禄地制度もこれにあたる——は採らない方針が謳われた。

この8月16日付の報告にはさらに次のような文言があった。

………今年は、租税請負 (farms) に出願した者たちのなかに、現状ではムダリヤールに任命してしかるべき者が多いので、ムダリヤールの職務を請負人 (renters) の職務とは完全に分離するという非常に望ましい目標は、どのばあいにも達せられるというわけには行かないであろう。………

これはアンドルーズによる首領制度の廃止以後も彼らの土地、そしておそらくは農民等に対する支配が、実際には弱められておらず、形を変えて続けられていることを示すとともに、首領制度復活の方向づけとして、ベンガルの統治方式——そこではザミーンダールや収租請負人に司法・警察機能をもたせないのが、イギリス人の政策であった——がなん

らかの程度において参考にされたいことをものがたる。

この首領制度再編計画は9月8日付でマドラス当局の承認を受けた。20日の委員会ではド=ムーロンから復活さるべき首長の職名、人数、配備、俸給の一覧表が提出された。これはコロンボ県とガール=マータラ県とのみについて準備されたものであった。以下給与額を除いてその摘要を掲げよう。⁽⁵⁾

ド=ムーロン委員会の首領復活案 (1976. IX. 20.)

<i>Disāvāṇē</i> 配置 職名	Colombo					Gālu & Mātara				合 計
	General's Gate	Atapattu	Elephant Chase	Kōrālē 等 地域区分 一二三	小 計	Commandant's Gate at Galla	Atapattu	Kōrālē, Pattuwa 等 一二三 地域区分	小 計	
<i>Maha Mudaliyār</i>	1				1					1
<i>Mudaliyār</i>		1	1	10	12	1	1	8	10	22
<i>Muhandiram</i>	2			11	13				10	23
<i>Āracci</i>	3				3	2			2	5
<i>Kōrāla</i>				7	7			3	3	10
<i>Mohottiyar</i>	1				1					1
<i>Maha Vidāna</i>				3	3					3
<i>Vidāna</i>				23	23			20	20	43
<i>Pa'abāmda</i>				3	3					3
<i>Liyana Āracci</i>		1			1	1		1	1	2
Lascoryn	12	16	12	144	184	12	12	162	186	370

これでわかるように、調査委員会の具体化した構想では、8月16日付報告の文言が示唆するように、新規に土民の下級判事を任命してそれに旧来の首領の称号をなのらせるのではなく、ただ旧来の首領を復活させて

土民下級判事にあてようというのであり、しかもその裁判権については、適用さるべき法や審理対象は特定されなかった。叛乱に対する宣撫工作として首領制度の復活が急がれたことは明らかであった。

9月20日の委員会ではさらに、首領に対する任免権と命令権の所在、及び首領制度復活の趣旨をめぐる3人の委員の間で論争があった。⁽⁶⁾ 論争はアンドルーズが、首領の任免権は軍司令官と租税監督官とのいずれにあるのか、首領に対する命令は租税監督官の名で発せらるべきか否か、についてマドラス政庁の裁断を求むべしとの発議をしたことに始まる。ド＝ムーロンは、首領職は郡の警察にかかるものであり恒常的なものでなければならないから、任命権と命令権とはセイロン島の政府またはその代表者になければならない、とした。アンドルーズはド＝ムーロンのこの見解に反駁して、ムダリヤールの司法的機能のみを復活させて彼らを駐在官兼租税監督官から完全に独立させることは、既に租税徴収請負人 (renter) となっている者の請負地 (farms) 放棄を誘発するおそれがあり、また請負人であるムダリヤールが軍司令官の下で司法権を行使するようになれば、はてしない混乱を生ずる、と述べた。マドラス管区の文官であったアンドルーズには、司法と税務との分離は⁽⁷⁾ どのようにあつたし、首領制度の廃止を断行した当事者としては、叛乱鎮静のための応急策としてのみその復活に黙諾を与えただけのことで、復活から恒常的な利益など期待すべくもなかった。駐在官兼租税監督官アンドルーズは、政府代表者の資格をもつ軍司令官ド＝ムーロンに、権限を奪われることへの反感をかくさなかった。

アグニューも長文の詳述書を提出した。彼の立場は基本的にはド＝ムーロンを支持するもので、ムダリヤール復活の趣旨を「住民に租税請負人の圧迫に対する永久の防壁を与え、税務官庁からは独立した下級判事の任命によって、彼らにひろく裁判を受けるたぐいを保障するため」と了解し、彼らに対する任命・命令権については、アンドルーズの主張を容れて、最終的にはマドラス当局の裁断を仰ぐべきものとしながらも、

私見ではそれはセイロンの最高民政権をも付託された者としての軍司令官に属すべきである、とした。

アグニューの詳述書で興味深いのは、彼の叛乱要因の分析と、それにもとづく首領制度復活のための弁明とである。叛乱要因の第1は、^{コーブレン}「郡における租税請負人（renter）の権力と下級判事の権力との結合が、請負人に、常軌を甚しく逸した圧迫を容易ならしめた」ことであり、「下級判事の職務と請負人（farmer）の職務との分離」がその処方であった。第2は、「海岸地帯から来たマラバール人たちと、その他の、シンハラ人島民のすべてのカーストが彼ら自身のよりはるかに低いとみているカーストの人びととに、公式に付与された権力に対して表明された嫌悪」であり、この要因はムダリヤールへの任用をヴェッラーラに限ることと除去される。ムダリヤールを租税監督官の下におかないのは、その役所に「マラバール人」が蟄集しているからである。第3の要因は、「従来一種の封建的土地保有制度（a species of feudal tenure）の下で人的役務（personal service）を条件として保有されていた土地の、生産物のなかから政府に支払うべき割合が、杜撰な仕方⁽⁸⁾で定められたこと」であり、この弊害はムダリヤールがその有する島民の「権利と慣習についての知識」をもって「請負人たちの請求の法的有効性を裁判する」ことで救済されることになる。アグニューの立論は以上のごとくであった。ここにも、行政権（収税）と司法権とを分離した上で、その司法権をもって旧来の慣習法的権利を守らしめるという、ベンガルのコーンウォリス⁽⁹⁾＝システムの発想の影響が看取される。

9月23日にも調査委員会が開かれたが、ここでは前回の一覧表をマドラスに送付し、首領の任免権等の問題については管区知事の決定を求めることとされた。なおこの日の合意事項として、非シンハラ人地域のムダリヤールもそれぞれの地域の最高カーストから任命することと、土民下級判事の裁判に対する控訴審裁判所の設置とがあった。上記の照会に対してマドラス政庁は10月10日付で、首領の任免権はセイロン島の民政

上の最高の権限を有する政府の代表者にあるとの裁断を下し、調査委員会は11月1日にこれを受けてド＝ムーロンに首長任免権を付託した。

調査委員会の首領制度問題についての審議はこれでひとまず終り、ひきつづいて役務負担保有地制度の復活や椰子税の問題が議題となるが、これらは本稿の対象外であるので除外しよう。ホバート・マドラス管区知事は1797年末から98年初めにかけてセイロンを訪れ、2月16日付の詳述書(3月15日付調査委員会議事録所収)において、シンハラ人首領制度の沿革にふれつつその復活の必要を力説した。

上級土民職員にゆだねるのが得策とみられるいっさいの権限をムダリヤールに付与することによって、諸君は、彼ら「土民」がその地位に付する価値ゆえに注目すべき人びと、人民の性向と先入見と慣習について完全な知識を有する人びと、住民がその権威に服する慣わしであった人びと、古来の慣行が住民に彼らをうやまうようにと教えつけてきた人びとに、権力を付託するのである。

98年5月31日の議事録には、マドラス政庁からの16日付公信をもって、首領制度と役務負担保有地制度との復活、「マラパール人」の公職からの罷免、椰子税の廃止などがベンガル総督の許可を得たことが伝えられている。ことに租税請負人の権限と「土民下級判事」の権限との分離に関しては、それがベンガルの統治組織の基本原則のひとつであり、かつライヤット保護の実効を挙げていることが、管区知事の所見として付記されていた。

7月3日の委員会では、9月1日を期して役務負担保有地が復元されムダリヤールその他のシンハラ人首領職が「彼らがかつて保持したと同じ職能をはたすために」再建され、「彼らの職にみあう職禄地^{アコネダツサン}をもって、従来同様に報酬を受けることになる」旨の布告が採択された⁽¹⁰⁾。首領に対する職禄地支給の復活は、議事録をみた限りでは、どのような論議

の経過でこれが採り上げられたのかは不明であるが、いずれにせよこれはまもなく再度廃止された。

およそ以上のような経過でシンハラ人の首領制度は復活されることになった。復活の動機は叛乱によって与えられたが、それを積極的に是認し推進した政策思想的要因としては、ベンガルのコーンウォリス＝システムの感化を無視することはできないであろう。

註

- (1) イギリス軍は1795年8月3日トリンコマリーに上陸し、翌年2月15日コロンボを占領した。事件の詳しい経緯は、L.A. Mills, *Ceylon under British Rule 1795-1932*, 1933, new imp., London, 1964, chap. II; *CuBO.*, vol. 1, chap. II; V. L. B. Mendis, *The Advent of the British to Ceylon 1762-1803*, (*The Ceylon Historical Journal*, vol. 18), Dehiwala, 1971, chap. IV 参照。
- (2) Mills, *op cit.*, pp. 16-22; *CuBO.*, vol. 1, pp. 201, 204-205, 207-210, vol. 2, pp. 335-337.
- (3) *CuBO.*, vol. 1, pp. 210-216. ミルズは叛乱の始期を97年6月におく (p. 17) が根拠がない。
- (4) 請負人には多くの非シンハラ人がふくまれていた。
- (5) 委員会の審議経過は *CuBO.*, vol. 1, pp. 212-213, 216-218; Kannangara, *op cit.*, pp. 78-79 にも要説されている。*CuBO.*, vol. 1, p. 218 の一覧表を首領等の員数と俸給額とで整理してあるが、私は俸給額を略した。「配置」欄中の 'General's Gate' は総督府庁舎の城門のことで総督府直参を意味する。'Elephant Chase' は不明であるが、オランダ統治期に既にこの部局があったのであろう。'Commandant's Gate' は、オランダがガールにおいた軍管区庁舎での勤務を意味するが、イギリスは同地に軍管区は設けなかった。*Atapattu* はともにそれぞれの地域の税務官 (Agent of Revenue) のもとでの勤務をいう。なお地域区分は次のとおりである。
Colombo (Kolamba) *Disāvanē*: Chilaw (Halavata); Negombo (Migamuvva); Hapitigam K.; Alutkuru K.; Hina K.; Hevagam K.; Salpiti K.; Rayigam K.; Pasdum K.; Vāllavatta K*; Districts of Kalutara; Provinces of Panadura* Villages Moratuva & Gal-kissa.
Galu Commandery: Vāllavatta K. & Bentota*; Talpe, Vāllabada &

Gangabada P..

Matara *Disāvanē*: Matara ; Gangabade P.; Giruva P.; Vāllabade P.; Magam P.; Kandabada P.; Vāligama K.; Morawaka K.; Vāligama (Town of P)*; Province of Katoene Oedibokke (*sic*).

K. は *Kōraḷē* の, P. は *Pattuva* の略号。*印の区域はムダリヤール不在を示す。地名は *CuBO.* の表記法に改めた。‘Province’ と ‘District’ は史料原文のまま。また史料中 ‘Wellegam Corle’ と ‘Belligam Corle’ とが並列されているが, S. C. Chitty, *The Ceylon Gazetteer*, 1834, Typescript Repr., Kālanīya, 1972 の ‘Belligam (Weligama)’ の項と所収の地図(沿海地帯のみ詳しいものでイギリス統治初期の作と思われる)とから判断して、一方を Vāligama の町であり, ‘Corle’ は調査委員会議事録をとった写生字の誤記と考えた。Vāllavatta についてははっきりしないが、当時これはコロンボとガールとに分属していたものであろう。

- (6) この論争は *CuBO.*, vol. 2, pp. 219-220 にもかなり詳しく述べられている。
- (7) 彼は、ベンガルでも地方裁判所のおかれていない所では、収税官が地代取得者(renter)とライーヤットの間にあって司法機能をはたしている、と指摘している。
- (8) イギリス人はこの割合を一率に50%とした。しかし1798年2月6日の委員会議事録所収の同日付マドラス管区知事宛報告では、民兵や労役従事者(木材の伐採と搬送、糧秣・資材の輸送、東インド会社商品の搬送、森林の開墾、道路建設、運河開通工事、肉桂園の栽培と囲い込み、に従事する)の役務負担保有地については、1年に1家族が1名の男子を3ヶ月就役させれば足りた、と述べられている。
- (9) アグニューは前掲(7)のアンドルーズの論点に対して、同一人物による判事職と収税官職との兼務は「一般的かつ公認の原則」からはずれた局地的事情による例外であると断じ、「古いカルナータカ(Carnatic)の租税制度は模倣すべき規準とは思えない」と述べている。
- (10) この布告では役務負担保有地の復活も明示されていた。布告全文は *CuBO.*, vol. 2, p. 339 にも収められている。

3. ノース総督による対首領政策の転換

ド = ムーロン調査委員会はその後1798年11月3日の会議に有名な「ド = ムーロン報告書」を上提し、10日には他の委員の詳述書を揃えた。首

領制度の問題については、ド＝ムーロンがその沿革を再整理したほか、
 アンドルーズの後任アレクサンダー（R. Alexander）がムダリヤールの
 の職務内容を確定するように求めた以上の発展はなく、委員会そのもの
 も12日にはその使命を終えた。⁽¹⁾

これに先立つ10月12日、セイロンの知事（Governor）に発令されて
 いたフレデリック＝ノース（Frederick North, 1766-1827）が着任し、
 セイロンはマドラス管区から分離された。⁽²⁾ 彼は9月1日に復活されてい
 た首領制度をひきつぐことになったのである。

ノースは着任直後の10月27日付で東インド会社取締役会にあて、施政
 方針を書き送った。このなかで彼は、マドラス管区による間接統治の悪
 弊についてド＝ムーロンとその委員会の見解に同意し、統治制度改革
 を自己の責務と認めながらも、その具体的な方途を上申する決心はつけ
 かねている、と述べた。改革の方向について、「経済と政治的得失と正義
 という一般原則、及び本島における円滑な行政と貴社の権力の安全に
 合致すると私に考えられる限りでの、オランダ統治下におけるこの国の
 旧来の法律と慣行と国家制度との完全な復活」を示唆する以上のことを
 ノースはしなかったし、前任者の事績についても、「ド＝ムーロン将軍
 の慎重で仁慈ありかつ積極的な行政」という賛辞のほかは何も記さな
 かった。⁽³⁾ (SLJLD., 5/1/26-27)

ノースは翌1799年の1月から2月にかけて、職禄地と役務負担保有地
 の復活をあいっいでコロombo及びガールの収税官（collector）たちに指
 示し、ド＝ムーロン委員会の政策路線を継承するかにみえた。しかしこ
 こでノース独自の構想として現われるのは、役務負担保有地について、
 その保有によって就役義務を有する者の人数と役務の性質とを、郡ごと
 に登記することであつた。⁽⁴⁾ これはやがて明らかになるように、強制労働
 制度の側からも首領制度を解体しようとする彼の意図の現われであつ
 た。

2月26日付取締役会あての公信で、ノースははじめて直接首領制度に

言及した。

………〔ムダリヤールは〕郡またはカーストの頭目である。彼らの権力は、地方住民の役務を徴発し行動を規制することにおいて無限である。………これらのムダリヤールたちは、彼らの郡のいっさいの事情を2人の首領、つまり収税官 (collector) に随行するアタバットゥのムダリヤール、及び、常時私に随行する知事府城門のマハ＝ムダリヤールに報告する。モホッティヤールは通訳官である。ムハンディラムはムダリヤールの下でラスコリンつまり土民兵の指揮にあたる。………アーラッチはムハンディラムより位が低く、より少数のラスコリンの部隊を指揮する。ヴィダーネーは村落に在住する頭目である。これらすべての官員たちはその位階に応じて職禄地つまり一定額の免租地をもって給与を受けている。……… (SLJLD., 5/1/40～41)

イギリスの地方統治組織は前年10月に漸く若干名の収税官を設けたばかりであったから、郡の段階以下の行政万般がムダリヤールたちの全面的な進退領掌に委ねられてしまったであろうことは、想像に難くない。⁽⁵⁾ ヨーフレノースはおそらく一種の郡ムダリヤール規制策として、彼らから収税官署及び知事府の上級ムダリヤールへの報告義務を課したものであろう。しかしこの細則や実例については明らかではない。

しかし以上にもまして重要なのは、上掲公信中の次の二個所である。

………しかしながら私のみる所では、古来の慣行との妥協及びそれへの復帰がことのほか必要な現在を別とすれば、これらの土民官員の多くは政庁にはなんの役にも立たない。私は、個人的非行を、オランダ時代に首長職を享受していた者たちに役職 (places) を回復してやらない唯一の理由と考えて来たし、絶対に必要のなさそうな役職の改革については、いまそれらを廃止するよりは、現在職者が死ぬまで持つ

方が、政庁にとってより有益だと思う。(SLJLD., 5/1/41~42)

………ド＝ムーロン將軍はムダリヤールたちをもとの^{官階}につけたが、私は彼らにもとの所領 (possessions) を返した。⁽⁶⁾そして私は、役務負担保有地占有者の役務の規模と性質及び就役の頻度とを明記した登記簿を、^{コーラス}各郡で作成するように命令することによって、ムダリヤールの権勢を削減することなく統制しようと努めた。私の意図は、就役を求められる人にとって、従来行なわれていたよりも有利な就役率 (a rate) を固定することであり、わけても、就役率をそれがもはやムダリヤールの意のままに左右されないような仕方、そしてもし政庁が臨時の労役を求めねばならないことになった時には、米その他の必需品の価格に応じて、そのための潤沢な給与が定められるような仕方、固定することである。………(SLJLD., 5/1/66)

ノースの首領制度観はド＝ムーロンやアグニューあるいはホバートのそれと正反対であり、大部分の職を最終的には廃棄すべき無用の長物と考えていた。さしあたりは、首領たり得る人物の行為に難癖をつけて任用しないこと、在職者の死去とともに職をなくすること、といった消極的対応策とあわせて、彼らの支配下にある役務負担保有地占有者の役務を量・質の両面から情報として把握して、次の段階の政策に備える、というのが在任半年のノースがとりつつあった方向であった。

この役務登記は対首領政策の要諦として彼のことに腐心した問題であったらしく、同年5月(日付不詳)の取締役会あて公信で再びこの件にふれ、その目的は、「労働の価値がはっきりと誰にでも理解されるようになった時に、各人から請求さるべき労働の量が明示され特定され、かつムダリヤールつまり土民の頭目たちの気まぐれに左右されたままにしておかないため」(SLJLD., 5/1/114) であると、力説している。彼はこの役務を生産物で代納させたい意向であった。(Ibid.)

1800年1月30日付取締役会あて公信で彼は、役務負担保有地の占有者が望めば生産物の10%による代納を認め、民兵に対しては職禄地を放棄して無期限無償の勤務をも免れることを許可する方針である旨を伝えた（SLJLD., 5/1/163）。彼の構想は同年5月3日付の布告の第11・12・13・16条（実施は1801年5月1日）に具体化される⁽⁷⁾。しかしここで注目すべきはむしろ上記の公信で謳われた民兵^{フスゴン}の強制労働解除の理由であった。

私の意図は、政庁が特別のばあいにはこの多人数の集団の役務を、彼らの労働にその実際の価値で対価を支払うという、適正な義務にもとづいて徴集することによって得るであろう利益を温存するが、しかし、ムダリヤールその他の土民首領たちが、従来やって来たように、首領たち自身の領地でまたは彼らの私的利益のために、これらの人びとからの無償労働の徴発において権力を乱用することは、容易でもなければ望ましくもないようにすること、であった。（SLJLD., 1/5/164）

つまり首領制度と強制労働制度とを分離して、首領たちの権力基盤をとり払い住民をかれらの支配から解放する、というのである。

1800年8月30日付取締役会あて公信では、ノースは彼の土地所有制度改革の展望を自画自賛しながら、「イギリス統治の初年にオランダの制度を廃止した仕方は、思慮を欠いた乱暴なものではあったが、その再建はいかに望ましかろうと不可能になってしまった」（SLJLD., 5/1/199）と述べて、着任早々の方針を完全に放棄したことを表明していた。

役務負担保有地にもとづく強制労働制度と、それを権力の一源泉とする首領制度とを廃止するというノースの執念は、よほどやみ難いものであったらしい。1801年9月3日付布告で彼は、従来占有者の任意選択にまかせていた役務負担保有地の生産物代納を、一挙に全面強制実施に切替⁽⁸⁾え、土民首領たちの職禄地をすべて収公する旨の決定を下した。彼は10月5日付で戦争＝植民地大臣ホバート（前マドラス管区知事）にあて⁽⁹⁾て、ムダリヤールとその配下の首領たちの職禄地をすべて高額の現金

給与に改め、死去を機会に漸次首領数を減少させることを提案した。収公した職禄地は政庁の首領関係経常支出を償って余り、「他方、労働の節約と財産権及び規則性 (property and regularity) とからこの国の受ける利益の大きさは評価を絶するであろう」と、期待された。減員の規模は、首領は少くとも半数に、^{フスコリン}民兵は2割にということであった。「インドでは致富は常に権力から生ずる。かくも多数の無用な役職を廃止することの利益は、職禄地の節減にはよってでなく、胥吏の横暴に役立つ機関 (the engines of the subordinate tyranny) の大幅な縮小によって計らるべきである」と、ノースは主張した (SLJLD., 5/1/303-305)。12月15日付ではオランダの制度はもはや実質的に廃止されいづれ消滅すると断言した (SLJLD., 5/1/371)。

イギリス本国の植民地当局者は慎重であった。王領植民地移行後の1802年5月1日付公信で、ホバートはノースに対して、古制旧慣はいかに原理的に反対すべきものでもその地の住民に適合しているのだから、その扱いには周到な注意をもってすべきだという理由で、役務負担保有地制度及び職禄地の全廃は時期尚早であったと示唆した。役務負担保有地制度は怠惰なシンハラ人を働かせるのに不可欠だと考えられた。ムダリヤールの職禄地の廃止については、その適切性が疑問視された。ムダリヤールは住民に対する影響力、彼らの「先入見・慣習・性癖」についての知識、彼らから受ける尊崇のゆえに、政庁と住民との間の「重要な連結環」をなす人びとである。職禄地の廃止は彼らの政庁への帰属感情と忠誠心との保障をなくし、彼らを政庁の有用な道具ではなくするであろう、というのがホバートの認識であった (SLJLD., 4/1/123-124⁽¹⁰⁾)。

この後ノースは10月10日付で、役務負担保有地制度と職禄地制度との廃止がともに支障も抵抗もなく行なわれ、後者については特に「懸念されていた權威の低下」は起きなかったと報告した (SLJLD., 5/1/451-452)。さらに前掲のホバートの批判に答えた11月24日付では、ノースは自らの政策の奏功を誇示するとともに、「これらの施策はなんらかの理

論的見解にではなく、長期にわたる実践的かつ勤勉な調査研究の結果にもとづいたものである」ことを強調し、政庁と土民首領の權威は改革によってともに安定し、公共土木事業のための労働力の徴達にも支障は生じていない旨を強調した (SLJLD., 5/2/3)。総督のこれらの報告を容れて、植民地大臣は1803年5月7日付で、職禄地廃止は「極めて満足すべき」結果を生んだと認め、それについての「懸念にはまったく根拠がなかった」という結果になることを望みたい」と返答した (SLJLD., 4/1)⁽¹¹⁾。

ノースの対首領政策は最終的にはその廃止を念頭におくものであった。その実現の過程または手段として、ムダリヤールの地方住民に対する支配、ことに役務負担保有地制度にもとづく強制労働の徴発権を奪い、職禄地を廃止した。⁽¹²⁾しかしながら、役務負担保有地と職禄地との面積及びそれらの総土地面積中に占める割合についても、役務負担保有地の占有者数と彼らの人口中に占める割合についても、ともになんらの数量的資料が得られないために、ノースの政策が彼の称するごとく全面的に成功したとしても、それを正確に評価することはできない。また、役務負担保有地にもとづかない住民からの労働力の徴発については、ノースは手を加えなかった。さらに、首領たちの権力基盤をほりくずすための彼の政策は、当の首領たちの理解と協力なしには進められない、という矛盾した性格をもっていた。⁽¹³⁾ノースの対首領政策の意図と効果についての彼自身の陳述は、首尾一貫せずかつ客観性に乏しい。

これらの状況から考えるならば、ノースの対首領政策は、實際上、彼らの勢力を弱めることにはならなかった、とみるべきであろう。⁽¹⁴⁾むしろ逆に首領たちの威信を高めることさえしなかったとはいえない。例えば、1804年6月4日付布告は、マハヌワラの王国と通謀したためにイギリス側に捕われるのを恐れて王国領内に逃亡中であった、ムダリヤール、ムハンディラム、コーラーラなどをふくむ約190名の首領及び一般住民に対して、それぞれの名を挙げて9月1日までに帰順することを命じ、⁽¹⁵⁾帰順しなければ財産を没収する旨の警告を発しているが、これは首領無

用を唱えその権力の削減を主張する立場とどのように両立できるのであろうか。総督自らがマハ＝ムダリヤールの娘の結婚披露宴に列席し、そこで彼の功労を賞でて金の鎖を贈ったとか、⁽¹⁶⁾ 莊厳華麗なムダリヤール叙任式を執行したとか、⁽¹⁷⁾ むしろ土民首領層を疎隔しないための配慮に、ノースは厚かったようである。

ノースが退官離島する前日の1805年7月23日、コロomboのマハ＝ムダリヤール、ヨハネス＝ダ＝セーラム (Johannes de Saram) は在島のイギリス人の「主だった紳士淑女たち」を集め、前総督のために「優雅な舞踏と晩餐の集い」を催した。翌朝にはコロomboの土民首領全員が伺候して、彼の人柄と政策の若干をたたえる告別の辞を呈し、ノースも答辞を述べた。⁽¹⁸⁾ この種の行事は、メイトランドの退任時には記録されていない。これは土民首領側の自発的な行為であつたらしく、ノースの対首領政策の実際を端的に示すものであつたのかも知れない。

註

- (1) *CuBO.*, vol. 1, pp. 222-224.
- (2) *CuBO.*, vol. 1, pp. 224-225; Mendis, *op cit.*, p. 185. なお職名の 'Governor' は東インド会社領期については「知事」、国王植民地移行後については「総督」と訳し分ける。
- (3) なお, Kannangara, *op cit.*, p. 79 によると、ノースは同じ1798年10月27日付で時のベンガル総督ウェルズリー (Richard Colley Wellesley, Earl of Mornington, 1760-1842) に書簡を送り、人びとが「貴族」視するムダリヤールをマラバール人で代替したことが叛乱を惹起した主な原因である、と述べている。
- (4) *CuBO.*, vol. 2, p. 340.
- (5) *CuBO.*, vol. 1, p. 224.
- (6) *CuBO.*, vol. 2, p. 340 所引のこの部分の前に 'The Mudaliyars are now loyal for ………' という1節をおくが、このような文言は SLJLD. 所蔵のこの公信の原文には見当たらない。
- (7) 布告は *CuBO.*, vol. 2, pp. 342-343 に掲載している。生産物代納率は布告では、'high lands' には10%, 'low lands' には25%とされている。
- (8) *CuBO.*, vol. 2, p. 344.
- (9) この時点ではセイロンはなお東インド会社領であるが、その王領植民地への

移管は既定の事実であり、ノースはたぶん1801年2月18日付の東インド会社監督庁の移管に関する訓令にもとづくか、あるいは発送した公信のロンドン到着が移管後になることを考慮してか、宛先を送信時点では制度上の上級機関でない植民地大臣にしたのであろう。

- (10) Kannangara, *op cit.*, pp. 80-81 にも引用されている。
- (11) *CuBO.*, vol. 2. pp. 344-345 では総督と植民地大臣とのこの論争を、私信によるものの如く解釈し、現に別の日付の私信を引用しているが、私の上に引用したものはいずれも公信である。
- (12) ノースの土地政策全体がいかなる政策目的によって導かれたかの解釈については、Mills, *op cit.*, pp. 37-38; *CuBO.*, vol. 2, pp. 340-342 参照。対首領政策のみから土地政策を説明することはできないが、かなり決定的な影響をもったとみてよいであろう。ノースの対首領政策にさして実効がなかったという評価は、Kannangara, *op cit.*, pp. 80-82 に詳しい。
- (13) 例えば1801年9月3日の布告は、事前に首領たちの同意と協力をとりつけてから、発せられたという。 *ibid.* 参照
- (14) Kannangara, *op cit.*, pp. 69, 80 によると、ノースはオランダ統治期に設けられた裁判所の改廃や、ヨーロッパ人下級判事 (Magistrate) の任命によって、ムダリヤールたちの司法権を廃止した。しかしこれも公法的な制度の上でのことで、後にみるように、公然化しない「裁判」がやんだわけではなかった。
- (15) CGG., No. 123, 7th June 1804.
- (16) Percival, *op cit.*, p. 226.
- (17) 「ムダリヤールまたはそれ以下の位階のどれかの頭職を受けることは、シンハラ人の眼でみると、おそろしく重要な目標なのである。すべてこれらの榮譽はイギリスの総督から親しく土民たちに賜与される。彼任式の際には、総督閣下は、豪華な絨緞をしいた床から二三段高い壇においた公式儀礼用の椅子にすわって現われる。候補者は身を屈めた姿勢で最上段に進み出て、総督の接見を受け、総督が近づくと候補者は彼の右膝を抱擁する。総督は新任のムダリヤールの首に剣つきの礼帯をかけ、右手を彼の背において彼の官号を唱え、彼に身をおこすようにいう。新任のムダリヤールは、公式儀礼用の椅子に顔をむけながら降壇し、床に達すると、できる限り最善の仕方而下賜された榮譽に感謝の返礼をする。総督が土民の功勞に対する賞与として金の鎖とメダルを与える時にも、授与には同じ儀式を伴なう。」 (Cordiner, *op cit.*, vol. p. 102.) この叙述は著者のノース在任期中における見聞にもとづくものである。
- (18) CGG., No. 184, 26. Jul. 1805. 彼の治績で特に感謝されたのは、種痘予防接種の導入と首領たちの子弟用の学校の開設とであった。

4. メイトランド総督の対首領政策

(1) 一般方針

トマス＝メイトランド (Sir Thomas Maitland, 1759-1824) は第2代セイロン総督就任を受諾したときから実際に赴任するまでに、コロンボとロンドンとの間の公信すべてを自ら閲覧検討し、着任後の統治方針について構想をめぐらせていた。⁽¹⁾ 首領制度についての彼の知識のある部分は、既にこの時期に得られていたであろう。

彼は着任後3ヶ月ほどを経た1805年10月19日付の植民地大臣あて公信のなかで、植民地原住民の財産権の保護ならびに彼らの間の契約の様式の制定にことよせて、ムダリヤールの権力に制約を加えることを具体的に提案している。メイトランドのムダリヤール観はここで明確に表明された。

……もしいま本島の一般行政中に存する最大の弊害について決定的な意見を述べることになったとすると、私は、ムダリヤールの手中にもっぱら委ねられている完全な統制力と権力とがその弊害である、と強くいいたいところである。……

それはひとつの完成した帝国内の帝国 (Imperium in imperio) に酷似しており、実際には、本島の現実の政治権力 (government) は、イギリス政庁のものであるよりも、むしろより多くムダリヤールたちのものである。私はもともとここで用いられていたマラバール人職員を島外に放逐した政策の賢明さを称賛する点で人後におちるものでなく、ムダリヤールたちを支持して大はばに権力と影響力を分有させることの妥当性を完全に納得もしているけれども、それでもなお、これも他のすべての権力のように、そのあるべき位置から大きく逸脱するかも知れない〔という懸念を拭いえない〕のである。…… (SLJLD., 5/4/11~12.)

こうした認識から提起された政策は、教師つまりグルンナーンサー (Gurunnānsē) の敬称をもってよばれる社会層——イギリス人は彼らを “schoolmasters” とよんだ——を、ムダリヤールに対抗するものとして、公証人兼収入印紙販売人に起用することであった。この教師層の歴史的出目は、メイトランドの理解するところでは、17世紀末までの文官職であり、オランダ政庁にとり入った武官職のムダリヤール層が文官たちを排除して文武両権を兼併した後、彼らのもとの影響力を維持するために、教師とよばれるものになったのだという。教師層の父祖⁽²⁾の文官たちとムダリヤールたちとのあいだには「間断なき嫉妬心があった。教師たちは政庁からのいかなる権威によっても支持されてはいないが、優越的たらずともかなり大きな権威を、いまなお土民たちに対してもっていた。(Ibid.)」教師たちの起用の趣旨は次のようであった。

……^{スクールマスターズ}教師たちを政庁の職員として雇傭することによって、われわれが自分自身の領土の内部の実情について知っていることのすべてが、ムダリヤールたちのだれかかれかが選んで告げることにもとづいている（これが現状なのだが）かぎり、現に有した将来得るであろうよりも、より完全な知識に到達することは、すこぶるありうべきことである、と私は考える…… (SLJLD., 5/4/12)

この後、翌年には教師たちは首領たちとならんで土地台帳の管理に任ぜ⁽³⁾られている。

メイトランドの首領層に対する警戒心と、彼らの影響力を弱めて政庁の完全な統制下におこうとする政策は、1806年中のいくつかの条例のなかにも表明されていたが、これらの条例については次章でまとめて述べる。そうした政庁中央での具体的な立法措置を経た上で、私が前稿で紹介した1807年1月31日付マータラ県収税官あての訓令が出された。その訓令の趣旨は要するに、首領たちの家系と派閥をめぐる対抗関係——メ

イトランド自身の露骨な表現では「嫉妬心の系統組織」——を温存し利用することであって、シンハラ人社会内部の何らかの矛盾を探りあてていわゆる分裂統治を強行するのが、先述の教師層スティーヴン・マースターズの起用にも示されたメイトランド一流の策であった。

彼の対首領政策に対するイギリス本国政府の評価は、1808年2月29日付の植民地大臣カースルレイ (Viscount Castlereagh: Robert Stewart, 2nd Marquis of Londonderry, 1769-1822) からの公信をもって伝えられた。

…………貴下が税務官たちに発した訓令については、それらが農業の振興に資する限りでのみ、無条件の是認を受けることができる。それらの他方の主題、つまりムダリヤールの権力の削減と宗教制度を政庁の補助手段とすることについては、私は貴下の現地での問題の考察を信頼して、正確な知識と問題を感じ取る環境とのみが適否を示すことのできる指示事項に対して、このような遠方から決定的な見解を述べることはいっさいさしひかえる。………… (SLJLD., 4/2/100-101)

この直接論評を避けて現地一任の態度をとったカースルレイの公信に対して、メイトランドは8月21日付でムダリヤールの権力の削減が採るべき最上の策であること、しかしそれにはいやが上にも周到綿密に計画し慎重を期して事を運ぶべきこと、を重ねて伝達して返信とした (5/82)⁽⁴⁾。本国が現地一任の態度をとったのは、当時の通信事情では無理からぬことであつた。例えば上記のカースルレイ書簡は、前年の2月から7月までの日付をもつ総督からの報告3通にまとめて返信するためのものであつた。通信の1往復が1年から1年半もかかるのでは、現地一任は不可避であつたといえる。それとともに、ノースの首領層弱体化政策定着が現地一任の背後にあつたことも、見落してはならない。

メイトランドはこの後1809年2月13日付で普通裁判官 (Puisne Judge)

のジョンストン (Sir Alexander Johnston, 1775-1849) あてに書簡を書き、それを同日付の戦争 = 植民地大臣あて公信の別添文書に加えた。これはセイロンの最高裁判所の組織と陪審制度の導入について、本国要路に総督の意向を伝えることを、そのため一時帰国するジョンストンに託したものであった。⁽⁵⁾ この書簡の中でメイトランドは、付随的にではあるが、首領制度の問題にふれている。

本島においてオランダ政庁に常につきまっていた、そしてわれわれの政庁にはいっそう強くつきまといっている大きな弊害は、土民首領たちの権勢をしかるべき限界にかつておさえておけなかったということである。……われわれの政庁の下では、……それは主として内陸部の不健康な環境に起因する、その地方の問題に介入したくないというわが文官諸君の当然のやる気のなさによるものと、私は理解している。……それゆえわれわれがもっとも有力な案として思いつくのは、最高裁判所のコロombo全県への拡大 (extension of the Supreme Court over the whole District of Colombo) が、ある程度この弊害を正すのに資するであろう、ということであった。……しかしこれとひと組のものとしてわれわれが想起すべきは、オランダ政庁がたえず実現に努力したのだが、ムダリヤールたちの陰謀のためいつも失敗していた、もうひとつの施策があったことである。これは常任下級判事 (Sitting Magistrates)⁽⁶⁾ の地方派遣であった。そして計画のこの部分は少なくとも、それがムダリヤールたちの最大の権力と特権収入の源泉のひとつ、つまり土民相互間のすべての不和を意のままに裁くこと、にまさしく直撃を及ぼせるがゆえに、彼らがこれを阻止しようとするあらゆる機会に努力したにもかかわらず、完全な成功を収めてきている。…… (SLJLD., 5/83/194-196)

メイトランドのいう最高裁判所 (Supreme Court of Judicature in the Island of Ceylon) 拡充の趣旨は、おそらく、それとの権限や審級序列

の関係の不明確なまま、各地方の軽小犯罪の審理を担当していた下級判事 (Magistrate) や治安判事 (Justice of Peace) ——ノース総督期には地方の軍司令官、収税官までがこれらの職務を併任させられた——の配下にいた、収税官署付きのムダリヤール (*Kaccheri Mdl.*) などの勢力を排除するとともに、およそ政庁の裁判所によらず主として首領たちの裁量によるが如きシンハラ人社会内部での紛争解決を、常任下級判事の任命によって根絶すること⁽⁷⁾に、これを求めることができるであろう。

以上のように、メイトランドはムダリヤールの権力を直接的に制約しあるいは削減することを目的として、対抗要因となりうる教師層^{スクールマスタース}の起用、首領層相互間の家系や派閥の対立関係の操作、ヨーロッパ人常任下級判事の地方派遣といった一連の行政措置を講じたのである。

註

- (1) セイロンの軍隊の編成や軍事行政一般について論じた1804年12月12日付の詳しい報告書 (SLJLD., 4/1-2/371-387) がある。
- (2) かかる意味での教師層については、オランダ統治期後半の史料を精査する必要がある。この問題については、いまはよるべき研究が見出せない。
- (3) 上に引用した公信と教師層の起用の件については、*CuBO.*, vol. 1, p. 267; Kannangara, *op cit.*, pp. 58, 86 が既にとりあげている。
- (4) カースルレイは9月12日付でもふたび対首領政策及び対仏教教団政策をとっているが、これは次のとおりであった。

…………これらの問題について貴下の採られた政策、及びそれらの予想される作用と効果とについての貴下の説明は、私にそれらへの賛否を述べさせることができるほどには、明瞭ではなかった。私は自分の観察を、貴下の判断の確信を表明する表現と、貴下が起こりうる結果を熟慮せずにかかる制度の変更はすまい、ということに限定しなければならないと思った。

………… (4/2/122-123)

- (5) イギリス領初期の司法制度の沿革は *CuBO.*, vol. 1, pp. 310-329; Kannagara, *op cit.*, pp. 58-63, 66-69, 70-74 に詳しい。
- (6) ノース総督期に設けられた職で、警察を監督し、日常的には軽度の犯罪の審問、裁判、処罰に当たった。主にオランダ人居留者 (いわゆる *Burgher*) をもってこれにあてた。J. R. Toussaint, *Annals of the Ceylon Civil Ser-*

vice, Colombo, 1935, Chap. XI; *CuBO.*, vol. pp. 317, 318; Kannagara, *op cit.*, pp. 72-73, 86, 135 参照。

- (7) 民間での仲裁裁判を否認するという方針は、1805年末に既に総督から本国に伝えられていた。Kannagara, *op cit.*, p. 70.

(2) 立法措置

以上に述べたようなムダリヤールの権力の一般的な削減の政策と併行して、メイトランドは彼らを政庁の強力な統制・規律の下におくための法制措置をも講じた。それは彼が制定したいくつかの条例に明らかであるので、以下それらの法律の規定に示された対首領政策をみることにしよう。

首領対策的な意味をもつ条例の最初のもものは、1806年6月30日制定の同年第5号「ガール＝マータラ県税商務官にガール郡タルベ^{コーラレー}郷巡察^{バットウツガ}の⁽¹⁾権限を付与するための条例」であろう。前文によると、この地方は、「最近多数の不逞なる強盗団に襲われ、同郷の諸村落の首領たちは恐怖のためにまたは賄賂をとって、恥ずべきことに彼らの職責を放棄している」ので「平和な住民に直接保護を与えるために」この条例が制定されたという。条例の内容は税商務官が郷内の全村落を巡察し、その期間内に限って刑事裁判権を行使するというもので、「いっさいの軽犯罪、治安妨害、警察に対する治安攪乱」を働いた者に、100リックスダラー以下の罰金、6ヶ月以下の懲役、100打以下の笞刑を課しうる、というものであった。この巡察裁判は、条例前文の首領たちの職務怠慢への譴責ともとれる文言とあわせて、政庁の権力を誇示し、住民の日常生活における安全が最終的には政庁に依存することを周知させるためのものであろう。これが犯罪そのものの取締りに付加された立法の重要な意図であったと思われる。

1806年7月8日制定の第6号も、村落内部に政庁の権力を浸透させることを狙った立法措置であった。⁽²⁾この条例には特定の名称はないが、短い前文には、近年のイギリス領諸地域における強盗その他の犯罪の瀬

発が、なんらかの警察規則の制定を必要にしたという、立法の趣旨が述べられている。条例は全16条から成り、その骨子は、各村落に所管の税商務官の任命にかかる1名以上の村落警察主事（Village Vidadan of the Police）をおき、犯罪容疑者の逮捕権と家宅搜索権及び近隣住民の喚問権をもたせること、金銀細工を税商務官の営業認可を要するものとし、細工師が金銀製品を溶解したり担保にとったりするときは、それらの物品をまず村落警察主事に提示させる、というものであった。主事の権力乱用は下級判事が処罰することが規定されていた。この条例は、村落内部の警察権を税商務官の監督下におくものであり、実際に村落警察主事に任命された者が旧来の首領たちとどのような関係にあったかは、史料上明らかにできないが、村落内部の治安の維持を政庁が直接間接に掌握し、村落の段階で行使されていた首領たちの権力をそのまま政庁に従属させるなり、あるいは政庁がそれにとってかわるなりしようとする意図は、第5号条例における以上に強い。

この傾向は8月14日制定の第12号条例ではいっそう鮮明かつ強烈であった。⁽³⁾「土民首領たちに職務をより効率的に履行することを強制し、下級判事に放浪者を逮捕する権限を与えるための条例」がこれである。前文によると立法の趣旨は、「組織的な掠奪強盗団がこの数年間島内各地を襲っている」という事態、及び、「もし各種の首領たちが彼らの職務をはたしていたならば、かかる集団が政庁の知る所とならずに存在し続けなかったことは明らかであり、さらに、現在本島には生計をたてる確実な手段がないために、あらゆる種類の微罪を犯すことで常時生活を営む放浪者が多数いるようである」という認識の下での、治安強化策であった。条文中首領に関係する部分を要約すると、次のとおりである。

第1条 すべての首領は管内の不法な集団や会合について、県収税官（Disave, Disava）を通じて、遅滞なく政庁に通報する嚴重な責任を有する。

第2条 首領が政庁に通報しなかった不法集団の存在が、他の情報等に

よって判明したときは、その首領はいっさいの職を罷免され、公務に従事する能力がないものとみなされる。

第3条 この職務を怠った首領は裁判にかけられ、その事実が立証されれば、しかるべき罰金その他の刑罰を課される。

これらの規定は、首領たちを政庁の公安機関として動員し、事情のいかんでは問責しようとするもので、彼らを威嚇する意図がことに強かったようにみえる。それとともに、首領たちに心理的な強迫観念をもたせることで、かれらの住民看視を強め、政庁の権力の浸透をはかりうるという側面も、見逃しえないであろう。

1806年の一連の条例は、強盗掠奪の頻発という社会的不安への対処⁽⁴⁾のなかで、首領たちがシンハラ人社会の基底部にもっていた権力・影響力を、政庁がかれらと地方住民との間に介入するかたちで、政庁の統制下におこうとするものであった。これは結局は首領たちを政庁が随意に操作しうる在地の下級官僚にしてしまうことであり、前掲の第12号条例はこの方向を端的に示していたといえる。

首領の官僚化はその身分に制度上の根拠を与え、儀礼的形式を設けることを必要とするであろう。このような必要に応えたのが、1809年第6号「シンハラ人居住地域諸県の土民首領の職または称号を有する者を確認し、その目的のために正規に任命されていない者による首領称号の權威の僭称を防止する条例」(8月19日制定)であったといえる⁽⁵⁾。この条例の内容は、要旨以下のとおりである。

第1条 1809年6月4日以前に発行されたムハンディラム及びそれ以上の職または官階 (Employ or Rank) を与えるすべての証書は、実職用たと称号用たとにかかわらず (Effective or Titular) いっさい無効とし、同日またはそれ以後に発行されたイギリス政庁の証書によるのでなければ、何人も首領^{なんびと}の職または位階を有するを得ない。

第2条 ムハンディラム以下については、5月1日またはそれ以後の収税官の署名ある証書によることとし、それ以前のものは無効とする。

第3条 適正な証書をもたないで土民首領の官階称号を僭称する者は、裁判所または下級判事の証明にもとづいて、僭称の官階称号に応じた重い罰金、投獄、体刑に処せられる。また下級判事の報告にもとづき政庁は、僭称者が今後いかなる資格においても国王陛下に服務する能力を有せざるものと宣告する。

第4条 土民首領の官階または称号を有するだけの者が、実職にある首領の職能と権限とを僭取して、甚だしい権力乱用をこととしているので、かかる詐偽行為の犯人にも前条の刑罰を適用する。

第5条 僭称の事実を通報した者には、僭称者に課された罰金の3分の1が支給される。

第6条 服飾令を定める。違反者は職または官階を失ない、さらに下級判事によって罰金、投獄、体刑に処せられることがある。

この条例は当時の首領制度の無統制を反面では物語っている。

服飾令は、当時既に行なわれていたポルトガル風の加味されたシンハラ貴人の衣裳と装飾を、⁽⁶⁾整理して制度化したものであって、このときに考案されたものではない。これは条例別表として掲げられていた。⁽⁷⁾

この条例は、イギリス領セイロン政庁の統治組織のなかに首領制度をとりこみ、それを様式化さえした特異な法律規定であった。首領たちの職と官階とは政庁が決定して任用するものであり、地域住民間における彼らの威信の根拠も、ひとへにそれが政庁所与のものであることが明示されたわけである。服飾は政庁が与える官階の象徴であった。そしてさらに特徴的なことは、官階の順位等級がカースト別に公定され、煩瑣な服飾令までが制定されながら、土民首領の職務・権限の内容や体統を具体的に克明に規定した条例は、まったく制定されなかったことである。それは彼らと接触するイギリス人行政官たちの間の慣例や、その範囲内での臨機の処置に委ねられていたのであろう。あるいは、具体的な職務内容の規定をことさらに設けないところに、土民首領制度の実質的な意味があったとも考えられるであらう。⁽⁸⁾

シンハラ人士民首領服飾令（1809 年第 6 号条例別表）

首領の官階・種類・階級	上 衣	装 飾	佩 刀 の 柄 と 鞘	礼 帯
ヴェッラーラ（ゴイガマ）=カースト				
1. マハ＝ムダリヤール	ビロード，絹または毛織布地	金または銀の，モールとループとボタン	^{マフツ} 無装飾または装飾加工せる純金，または金を象眼せる銀	金または銀のモール，または金か銀を刺繡するからりばめるかした絹
2. 城門または警護のムダリヤール	絹または毛織布地	同 上	金を象眼せる銀	同 上
3. アタパットゥのムダリヤール，コーラレー等のムダリヤール，警護とアタパットゥのモホッティヤル，警護のムハンディラム	同 上	同 上	銀，柄には金の象眼	同 上
4. バスナーヤカ，パディカーラ＝ムハンディラム，及び各地方判事の裁判所の通訳として勤務するムハンディラム	同 上	同 上	銀，柄頭のライオンの両眼と舌とは金を用いうるも可	金または銀のモール，ただしちりばめは用いず

イギリスのシンハラ人士民首領制度に対する政策（1796-1811）

首領の官階・種類・階級	上 衣	装 飾	佩 刀 の 柄 と 鞘	礼 帯
5. コーラーラ, コーラレーニ ムハンディラム, 及び常任下 級判事の裁判所の通訳として 勤務するムハンディラム	同 上	同 上	銀, 鞘の中央に無装飾の銀板1 枚を要す	同 上
6. アーラッチ	毛織布地またはリ ンネル	銀のボタンとルー プ	銀, 鞘に亀甲製の無装飾の板2 枚をつける	金糸または銀糸で 花を刺繍した彩色 リボン
7. カンカーニ	同 上	同 上	柄は銀を象眼せる角, 鞘は銀の 帯3枚をまいた角または木製	刺繍のない彩色リ ボン
カラーヴァ及びドゥラーヴァニ カースト				
1. ムダリヤール及びマハニ ヴィダーナニムダリヤール	絹または毛織布地	銀のボタンとルー プ	銀, 柄頭のライオンの両眼と舌 とは金を用いるも可	金または銀のモー ル, ただしちりば めは用いず
2. マハニヴィダーネー, マハ ニヴィダーナニムハンディラ ム, パタンガティムニムハン ディラム, 同上カーストの他 のすべてのムハンディラム	毛織布地またはリ ンネル	同 上	銀, ただし鞘の中央に亀甲製の 無装飾の板1枚を要す	同 上

首領の官階・種類・階級	上 衣	装 飾	佩 刀 の 柄 と 鞘	礼 帯
3. アーラッチ	同 上	銀のボタンに絹の ループ	柄は角, 鞘は銀で飾り, 亀甲製 の板3枚をつける	絹で刺繍した彩色 リボン
4. カンカーニ	リンネル	同 上	柄は銀で飾った角製, 鞘は銀板 2枚を入れた角または木製	無地の彩色リボン
鉄工及び洗濯夫				
1. マハ=ヴィダーネー, マハ= ヴィダーナ=ムハンディラム	毛織布地またはリ ンネル	銀のボタンとルー プ	銀, 鉄工の鞘には亀甲板1枚, 洗濯夫の鞘には2枚つける	金糸または銀糸で 花を刺繍したリボ ン
2. アーラッチ	リンネル	銀のボタンと絹の ループ	柄は銀で飾った角製, 鞘は銀の 帯3枚をまいた角または木製	無地の彩色リボン
3. カンカーニヤー	同 上	角またはリンネル のボタン	柄は角製, 鞘は銅の帯3枚をま いた角または木製	無地のリボン
理髪師のカースト				
1. ヴィダーナ=ムハンディラ ム	毛織布地またはリ ネン	銀のボタンとルー プ	銀, ただし鞘には亀甲板2枚を 要す	銀糸で花を刺繍し た彩色リボン

註

- (1) Regulation V, 1806: *A Regulation for authorizing the Agent of Revenue and Commerce of the Province of Galle and Matura to go a Circuit thro' the Talpepattoe of the Galle Corle*, CGG, No. 236, 2. Jul. 1806.
- (2) Regulation VI, 1806, CGG., No. 237, 9. Jul. 1806. 条例適用地域は、「コロンボの市街地と城塞^{ツルン}、ジャフナ^{フオート}、ガール、マータラ、ネゴンボ、トリンコマリを除く、本島イギリス領内のすべての村落と町」であった。
- (3) Regulation XII, 1806: *Regulation for compelling the Native Headmen to the more effective Discharge of their Duty and for authorizing Magistrates to apprehend Vagrants*, CGG, No. 242, 15. Aug. 1806.
- (4) Kannangara, *op cit.*, pp. 81-83 は、社会不安の原因をノースの政策の不備、例えば、職禄地と役務負担保有地の収公が、伝統的な権利と義務の体系を、新たな制度により代替することなしに廃案したことで、ムダリヤールの治安維持機能を制度的に廃止したために、実態はともあれ、彼らにその職務怠慢の口実を与えたことに求めている。
- (5) Regulation VI, 1809: *Regulation for ascertaining the Persons holding the Employs or Titles of Native Headman in the Cingalese Districts, and for preventing the Assumption of the Authority of Title of a Headman by Persons not duly appointed for that Purpose*, CGG., No. 410, 23. Aug. [1909]. なお本条例の制定をもって、ノースの首領減員策等に実効のなかったことの有力な証左とする、Kannangara, *op cit.*, p. 81 の所論をみよ。
- (6) シンハラ貴人の服飾についての詳しい記述は、Percival, *op cit.*, pp.; 224-226; Cordiner, *op cit.*, vol. 21. pp. 96-97 から得られる。
- (7) C. Dikman, *The Ceylon Civil Service Manual*, Colombo, 1872, p. 404 によると、この服飾令は当時なお行なわれていた。表中「毛織布地」とした語の原語は‘cloth’であり、この語は限定修飾語なしに単独で用いられると‘woollen cloth’を意味する。T. B. H. Abeyasinghe 教授は筆者の質問に対し、条例中の‘cloth’は島内産品か否かは不明だが、‘tweed’ (Sinh.: *viḍ*) であろう、という回答を寄せられた。‘tweed’は現在常用されているという。コーディネーは‘English broad cloth’が用いられたと述べている (Cordiner, *op cit.*, p. 96)。
- (8) 首領制度の本義は、それが在来の伝統的秩序と、植民地行政実務との媒介環たることにあったという、W. A. W. Warnapala, *Civil Service in Ceylon, A Study in Bureaucratic Adaptation*, Colombo, 1974, pp. 340 ff の指摘をみよ。

(3) 首 領 人 事

メイトランドはムダリヤール職の任免権の行使によっても、彼らの統制をはかった。

その最初の機会に思うに1805年10月から12月にかかるガール=マータラ^{パットウガ}県ギルヴァ^{パットウガ}郷のムダリヤール兼狩獵官 (Chief Hunter)⁽¹⁾の補充人事であった。10月3日付マータラ=ガール県税商務官W=モンゴメリーから政庁書記官長R=アーバスノットあての書簡によると、上記の職にあった Don Simon Wijewardene Nawaratne Ranasinge Tinnekoon が死去したので、後任として、マータラのマハ=ムダリヤールの兄弟で税商務官署付ムダリヤール兼地方裁判所付通訳官の職にある Don Balthasar Wijewardene Ilangakoon を推薦したいということであった。しかしメイトランドはこの推薦を斥けて、マータラのムダリヤールであり税商務官付通訳官でもあった Don Juan Abeyesiriwardene Ilangakoon を Tinnekoon の後任とし、D. B. W. Ilangakoon は税商務官付通訳官に任ずるにとどめた。⁽²⁾この人事の理由は判然としないが、現地からの推薦を容れずに総督独自の判断を地方ムダリヤールの人事に及ぼしたところに、メイトランドの方針があったのかと思う (SLJLD., 6/69/30. Oct., n. d. Dec. 1805)。

次に1808年5月19日の参事会議事録に記録された Frederick de Saram の解任事件が挙げられる。彼はコロomboのマハ=ムダリヤールの息子であり、コロomboに隣接するサルピティ^{コラレ}郡のムダリヤールという要職にあった。解任の理由は彼がメイトランドの着任このかた、政庁の仕事への注意に欠けること著しく、政庁の傭員としての自覚を持たず、独立の風を装った、ということであった。殊に総督を激怒させたのは、1805年8月4日付で Frederick de Saram が管内のある村落のカンカーニ職の者を独断で第2級ヴィダーネーにとりたてドゥラーヴァ (Durāva)=カーストの労役を管理させる旨の命令を発したことで、ガルキッサ (Galkissa)

の第2級ヴィダーネーに対し彼自身の某カンカーニからの負債の支払いを命じ、あわせてその第2級ヴィダーネーにかかわるある事件の早期解決のための報酬として賄賂を要求したことであった。メイトランドは Frederick de Saram が政庁の権力を借取したものと認定した。

解任は非常に印象強い仕方で行われた。メイトランドはコロomboのすべてのムダリヤールたちと重要な首領たちを総督府に召集して、直接全員に対して1ムダリヤールの罷免を伝達したのである。総督は、マハムダリヤールの息子を罷免せねばならないのは遺憾だが、家族の権益をもって職務上の非違をかばうことはできない旨を力説したのちに、Frederick de Saram の罪状にふれ、彼を解任する旨を告げ、翌朝までに職務記章類と任命状とを県税商務官まで返還するように命じた。それから総督は再度首領たちに対して遺憾の意を表明し、かかる事件の稀ならんことを信じるが既定方針は堅持する決意であり、首領職勤務の条件は家族の権益や何らかの恩寵によってでなく、「職務執行上の立派な行動と熱意」によってのみ保障される、と述べた。情に訴え威嚇し教訓までも与えたのである。この事件は、サルピティ郡の地理的な重要性と、Frederick de Saram のまさに「帝国内の帝国」的行為が長期にわたったことが、メイトランドの決断を促がした結果とみてよいであろう。(SLJLD., 2/2/19. May; 2/4/175-176)

その翌年になるとコロomboのマハムダリヤール Johannes de Saram が死去し、後任問題が極めて重大となった。この件は1809年11月30日に、コロomboの南40kmほどのカルタラ (Kalutara) で開かれた参事会で議せられている。

この会議にメイトランドは、後任の選考事由を明らかにする詳述書を提出した。それによると総督は、一般に土民の任用についていちいち根拠や理由を挙げる必要はない、と考えていたが、コロomboのマハムダリヤールについては、「このような任命はイギリス国王陛下の権益にとって非常に重要であり、もしそれが妥当とみられるなら、イギリスにお

ける陛下の政府が、本件に関して将来一般的規則を定めるための措置をとることができるようにするためには、選任の根拠が十分に考慮され、検討され、明瞭に了解されていることがもっとも肝要である、と考えるので」、参事会に選考の経緯を提示したのである。

選考のための「唯一の実践的原則」は、衆目の一致して認めるような高貴な家柄と影響力とをもつ者のみを、マハ＝ムダリヤールに任ずることであった。それとともに、死去した前任者の息子たちと第2級ムダリヤール (the Tweede Modliar)⁽⁸⁾ との、予想される継承権の請求にも対処する必要もあった。彼らのうち Johannes の長男 Frederick は前年に罷免された人物であったから、選考対象にはなりようがなかったが、次子には若年というほかは難点がなかった。第2級ムダリヤールには何の反対理由となるべき欠陥もなかったが、さりとてこれという積極的な功績もなかった。問題は「どちらを任命するにしても、それにまつわると考えられるであろうような、そしてまつわって行くであろう原則」の確立にあった。つまり一方を採れば世襲制が、他方を選べば昇進制が、それぞれ個人の功過に優先しそれを排除する原則である、という印象を与えかねない。しかも世襲権の請求への屈服は、オランダ統治期の悪弊であった。そして世襲制も昇進制もともに、「土民たちの習性そのものがこれほどの不活動と懶惰を生ぜしめている時に、たえず意識させておくことが絶対に必要な、努力の原則と競争の理念とを、悉く消滅させることになる。このことを常にわきまえておかずには、土民たちに対する有効かつ積極的な統制がひき続き行なわれることはまったく望みえない」というのが、メイトランドの考えであり、彼はこの判断にもとづいて上記2名を選外に落した。

総督が最終的にコロomboのマハ＝ムダリヤールとして選んだのは、当時マータラのマハ＝ムダリヤールの職にあった Don David Jayatileke Abesirewardene Ilangakoon であり、その理由は、彼が島内最高の身分に属し、才能ゆたかであり、カンディ王国との戦争の際にはイギリス

側に立って尽力したこと、それに加えて、彼が自ら栄達を求めず、コロomboのマハ＝ムダリヤール職への配置換を承諾させるのがかなり困難であったこと、であった。これらがメイトランドの評価した Don D. J. A. Ilangakoon の特別な長所であった。⁽⁴⁾ 発令の儀式は翌年1月1日にコロombo県内の土民首領全員を総督府に召集して行なわれた (SLJLD., 2/3/30. Nov.1809, 1. Jan. 1810; 5/87/91-99)。

1810年1月23日メイトランドはこの人事の顛末を植民地大臣カーズレイに書き送り、選考に当っては、オランダ統治期に醸成された、重要官職の世襲とまでは行かずとも、在職者の家族に優先的請求権ありとすること、何らかの陰謀と結びつくおそれのまったくない人選をすること、かねて主張し実行して来たムダリヤールの影響力を漸次削減し、彼らが僭取した権力を徐々に政庁側に取戻すこと、を目的とした、と述べている (SLJLD., 5/87/17-19)。

前稿で紹介した1807年1月31日付のマータラ県収税官宛の訓令にもあったように、メイトランドはコロomboのマハ＝ムダリヤール de Saram の一族をことのほか嫌悪しており、それに対して、その一族ではありながらも多少は自立的な人物として、マータラのマハ＝ムダリヤールに好意をもっていた。Frederick を罷免しその弟を斥けて de Saram 家を要職から外し、マータラの Don D. J. A. Ilangakoon を用いたことは、好機を得て総督の意図を実現させることを意味した。それとともに、本来在郷の土民首領であったムダリヤールを遠隔地に一時的にもせよ異動させることで、土民首領の本領が政庁官僚であることを特に強調したのかも知れない。いずれにせよメイトランドの原則は、あくまでも高貴で権勢ある家柄からの人選を第1義とし、その枠の中でのみ個人の功過を問うものであって、終局的には在地社会の伝統的な体制を維持し、必要かつ可能な限りでのみ修正を加えるという性格のものであった。⁽⁵⁾

それにしても総督による土民首領人事の操作は、メイトランドの用いた強力な武器ではあったであろう。1810年末には次の一連の首領人事が

行なわれている。嫌疑を受けているタルペー^{ベツトガア}郷のムダリヤール (Chief Headman) Don Alexander Wijesiriwardene Gooneratne を罷免したが、しかし終身名誉ムハンディラム (Titular *Mhd.*) の称号を許した。同郷のムハンディラム代理 (Acting *Mhd.*) Baptist de Zilva Jayatilleke Carronaratne を正式にその職に就けたが、しかるべき功績を挙げるまではムダリヤールには発令しなかった。チャリア (Chalia) すなわちサラ⁽⁶⁾ガマ (*Salāgama*) = カースト居住区域の Dadalle のムハンディラム Wissewardene Simon Mendes を解任⁽⁷⁾した (SLJLD., 7/64/231, 26. Dec. 1810)。メイトランドのこのような首領人事操作は、緩急をはかりつつ首領たちを政庁に懾服させ、それによって住民全般に政庁の支配を及ぼすものであったようである。彼がヴァンニに移住したシンハラ人諸カーストに、それぞれの首領をもたせようとした (SLJLD., 7/64/230, 23. Nov. 1810) のは、むしろ首領制度が統治組織の必要な部分でさえあったことを示すものであろう。在地社会の伝統的体制の上層部分を政庁の操作可能な官僚と化することが、メイトランドの支配の方法であった。

メイトランドは以上みたように、ムダリヤールの権力の削減を力説しただけでなく、そのための具体的措置を講ずることも忘れなかった。首領制度に対する一般的な反感という点では、彼は一見して前任者ノースの政策を踏襲したかに見える。しかし両者の間には、この問題について根本的な見解の相違があった、と私は考える。その理由は次のようなものである。

ノースは、なるほど、メイトランドが1807年1月のイーデン宛訓令 (前稿) で批判したように、コロomboのマハ=ムダリヤール Johannes de Saram とは親交があったにせよ、そしてまた彼の対首領政策に首尾一貫しないもののあったことが認められるにせよ、土民首領一般をイギリスの支配にとって有用ではないとして、その減員からほぼ全面的な廃棄までを主張していた。メイトランドはこれに反して、首領制度そのも

のを最終的にどのように処理するかにはふれず、ムダリヤールの権勢を弱め首領制度そのものを政庁にとって操作可能な、しかも統治組織の上でかなり有用で、ある程度までは必要な構成部分に作り替えようとした。メイトランドはいかなる意味でも首領制度を無用で廃止すべきものとは考えていなかった。ノースとの根本的な相違はそこにあった。

また、ノースは対首領政策を土地政策と併行関連させつつ推進し、それ以外の対首領政策としては常任下級判事の任命のみであったが、逆にメイトランドは土地政策を媒介としては首領制度に接近せず、かわりに多岐にわたる干渉と統制の体系を設けて首領制度を包囲した。メイトランドはノースが職禄地と役務負担保有地とを区別せずに両方を廃止したことを批判し、職禄地の収公にとどめておけば、ムダリヤール等の「内陸における無統制の影響力」を減殺するのに役立つ、機宜を得た政策となったであろうと述べている。役務負担保有地の扱いについてはメイトランドは、セイロンの社会発展段階がかかる「封建的土地所有制度 (feudal tenure)」を廃止する段階に達していないという判断、及び「政庁がかつて有していた活力と精力」とがその廃止によって奪われたという認識をもっていた。ノースの土地政策は政治的、財政的にも失敗であり、農民の負担を甚だしいものにし、強制労働も結局は政庁がその微発権を放棄しただけで、地方の土民首領は依然としてこれを利用していた。こうしたもろもろの理由から、メイトランドは役務負担保有地制度の復活を強く希望した (SLJLD., 5/4/97-106, 28. Feb. 1806)。

本国政府は総督の要望を承認し、最終的には1809年の条例第8号で役務負担保有地制度は復活された。⁽⁹⁾メイトランドは土地制度の改革をもって首領層の権力基盤をくつがえす方法を斥け、むしろより直接的に彼らを政庁の監督下におこうとした。彼の一連の対首領政策はこれを物語っている。

註

- (1) この職については内容等不明である。

- (2) 以下シンハラ人名は史料原綴のまま残す。正確にはそれぞれ, D. S. Vijayavardhana Navaratna Raṇasimṅgē Tennakon, D. B. Vijayavardhana Ilamgakkōn, D. J. Abhayasirivardhana Ilamgakkōn となろう。
- (3) Johannes の弟 Louis de Saram (Peebles, *op cit.*, p. 106)。
- (4) D. D. Jayatilaka Abhayasirivardhana Ilamgakkōn は, Johannes de Saram の弟で Ilamgakkon 家と通婚した David de Saram の養子に当る。(Peebles, *op cit.*, p. 106.)
- (5) ビーブルズ氏の, 「出自による身分は姻族をふくむ集団の身分にとっては副次的なことであるから, 官職への世襲的請求権を弱めようとするメイトランドの試みは, 『ムダリヤール階級』の成長には無関係であった」(*op cit.*, pp. 111-112.) という評価は適切である。
- (6) 肉桂の樹皮をむきとってたばねる仕事に従事していたカースト。
- (7) 人名はそれぞれ, D. A. Vijayasirivardhana Guṇaratna, B. de Z. Jayatilaka Karuṇaratna, Viśvavardhana S. M. であろう。
- (8) Regulation VIII, 1809: *Regulation for Declaring the Tenure of Service Parveny Lands and to prevent the same from being alienated or encumbered*, CGG., No. 410, 18. Oct. 1809.
- (9) メイトランドによるノースの土地政策批判については, Mills, *op cit.*, pp. 34-40; *CuBO.*, vol. 2. pp. 345-351 に既に論じられており, 特に後者の敘述は極めて詳しく, 前註の條例の全文を載せている。

5. メイトランド総督の対仏教教団政策

メイトランドが, 対首領政策から必然的に派生ししかもそれと密接不可分のものとして, 仏教教団に対する政策を構想していたことは, 1807年1月のマータラ県収税官あて訓令に明示されていた⁽¹⁾。ノース・メイトランド統治期は, スリランカ仏教史上では, マハヌワラのゴイガマ支配層によるシャム部派 (*Siyama Nikāya*) 独占に対抗する, 西南沿海地域のカラーヴァ・サラ・ガマ・ドゥラーヴァ及び下層ゴイガマによるアマラプラ部派 (*Amarapura Nikāya*) と総称される諸新部派の形成期に当たっていた⁽²⁾。しかしながら, 土民政策の焦点をムダリヤール等の上級ゴイガマ首領層の掌握においていたメイトランドには, 新たな仏教諸部派形

成の動きはほとんどまったく問題にされなかったらしく、彼の戦争＝植民地大臣あて公信中にはこの問題は現われない。

彼の仏教教団に対する政策は、既に述べたように、異部派間の対立を増幅させながら、終局的にはすべての教団を政庁の統制下におこうとするものであった。教団を掌握することの政治的意義は、それらをマハヌワラの影響外におき、あるいは双方の関係に介入することにあった。しかし彼は首領たちのキリスト教への改宗は考えていなかった。⁽³⁾

政庁と仏教教団との接触はノース在任期中には確認できないが、メイトランド就任の直後くらいからそれが始まったことは確かである。その最初は1805年(月日不明)とされる Caretote Damma Raume Naikey Terroonnansey と Mahagoda Indesara とからの2通の請願書であろう。⁽⁴⁾ 前者はこの大長老 (*Nāyaka Tera*) の僧禄に関するものであった。彼は約28年前にマハヌワラの王から同国領の3村落の収入を寄進され、それをもって10ないし12人の弟子を養っていた。しかし彼がイギリス政庁に出仕して報酬を得るようになったことが王に知れたため、王は寄進を停止した。彼はこれを理由に、政庁からの給与の加増を請願したのである。後者の請願人はマハヌワラの王からコロンボとマータラ＝ガール両県の「既受戒及び未受戒の僧侶たちを監督する高僧の職 (Chief Priest over all the Upasampada and Samenere Priests)」に任ぜられていた。彼のいう所では、ヨーロッパ人占領下の地域の高僧の職はすべてマハヌワラからの勅任によるものであった。請願の趣旨は、彼がイギリス領地域に居住することから、総督が王の任命を正式に認め、あわせて総督がイギリス領地域の僧侶たちに請願者への表敬服従を命じ、首領たちには請願者の旅行の際の便宜提供を命じることを、要求するところにあった。

これらの請願に対してメイトランドがどう対処したかは不明であるが、高僧たち——その1人は既に政庁の禄を食んでいた——の側から恩恵や保護を願い出るかたちで総督への接近が図られたことは、逆に総督が積極的な仏教寺院対策を立案展開することを、著しく容易にしたもの

のようである。1806年8月27日総督と最高裁判所普通裁判官とのみからなる参事会に、前出のひとりと同一人物と覚しき Caratotta 寺院の僧侶 Mahagodda Indesara Teroonwahansa と Bowelle Teroonwahanse とからの請願書が上提されている。前者はコロンボ島の全僧侶の代表者としての請願書が上提されている。前者はコロンボ島の全僧侶の代表者としての資格で請願しているが、彼は1807年1月の収税官あて訓令中に Wahalle Nāyaka Terunvahansē 派の Caratotte Terunvahansē とし て現われる人物、後者はやはりそこで Mookirigalle (Mulgirigalla) 派の間者とされている人物、とそれぞれ同一であろう。⁽⁷⁾ そうとすれば両者は敵対関係にあったことになる。

二通の請願書の文書の内容は、後者にのみある部分を別とすれば、まったく同一であって、両者が相互に知らないまま別個にメイトランドの工作にかけられて、総督の内意を請願書として文章化したものとしてしか読むことができない。その趣旨は「昨今、よい規則がないことと、当事者が戒律の順奉を怠ることとのために、仏教行事のすたれること甚だしく、次の規定をもってするのでなければ、往時のよき秩序は回復の可能性がまったくない」として、「仏教を振興しその僧侶の何人かの破戒行為を未然に防ぐために」、彼らの要請事項を総督の立法として制定公布してほしいというものであった。

請願書が示した立法の具体的内容は、高僧 (high priest) 1名をふくむ12名の僧侶をもって会議 (a meeting) を構成し、それに県下の全僧侶の破戒行為を審理して判決を下す権能を付与すること、判決を受けた者をそれに従わせること、この会議のみが僧侶の任命権をもち、何人もこの会議の許可なしには法衣をまとうことのないようにすること、僧侶間の係争はこの会議に付託して裁決を求めること、会議は破戒僧を除名すること、そして会議がこの規則を実施するのをすべての関係者が補佐すること、であった。Bowalle からの請願には以上のほか次の諸項目も挙げていた。会議はその裁定を不服としてこれに従わない人びとの弁明を、総督に提出してその裁定を求めること、会議の構成員は、審理の不

公平または判決が戒律 (the laws of Boudou) に則らないことを理由として、非難され告発されたならば、政庁よりしかるべき処罰を受けること、寺院または僧坊を預る僧侶に破戒行為があつて告発されたときは、會議はその除名と後任の補充について総督に具申すること、がそれであつた。但し、ここで非難しあるいは告発する (accuse, convict) 主体が誰なのかは明示されていない。

さて、以上の請願が受理された参事会には、即日「仏教僧侶に関する条例案」が上提されている。その骨子は次のようなものであつた。

1. コロンボ及びガール＝マータラ 2 県にそれぞれ会長 (president) と委員 (members) 12 名よりなる仏教僧侶委員会 (committee) を設ける。
2. 委員及び会長は学徳秀でた長老 (Terunvahanse) 中より、参事会における総督が任命する。
3. 法衣の着用と僧侶の職務の執行には、所轄の県委員会の書面による許可を要する。
4. 委員会は破戒僧を還俗させ法衣を剥奪することができる。
5. 僧院または寺院を預る僧侶が職務に反する行為を働いたときは、委員会がこれを罷免し、後任の任命を参事会における総督に申請する。
6. 僧侶間の紛争は所轄県の委員会がこれを審理して裁決する。
7. 委員会は僧侶間に行なわれている法と慣習にもとづいて裁決する。
8. 委員会は議事報告を毎月参事会における総督に提出する。
9. 委員会の裁決または議事を不服とする者は、事由を記した請願を参事会における総督に提出する。
10. 委員に不公平または職務に違反する行為があつた時は、参事会における総督がこれを罷免し、適宜に処罰する。
11. 両県のすべての首領は、上記委員会の委員にその地位に相応の敬意を払い、その権力の執行を補佐する。

参事会はこのような条例案をマータラの 2 名の「主要な僧侶たち (Chief

Priests) に送付して、意見と修正の建議を求めることに決定した。
(SLJLD., 2/2/27. Aug. 1806)

メイトランドの意図は、おそらくこの日の会議で上記の条例案を第15号条例として制定してしまうつもりであったのであろう。官報の8月20日第243号は第14号条例を、9月3日第245号は第16号条例を掲載しているが、第15号条例は私の調べた限り8月27日の官報244号をふくむこの年の官報のどの号にも印刷されていないし、1807年以降に同趣旨の条例が制定された記録もない。参事会の議事録の表面からは窺い知れないが、総督自身が Mahagoda Indasara と Bowelle とのわずか2名の請願——それも前述のように政庁が誘導して書かせたらしい形跡のあるもの——のみを根拠に条例を制定することを、独自の判断でかあるいはジョンストンその他の意見によってか、思いとどまったのであろう。そして他の高僧たちの協力も得られず、教団諸派の対立も調整できないままに、条例草案は再検討すらもされなくなったものであろう。

条例制定はともかくも、メイトランドの仏教教団内部の規律統制を政庁の干渉監督の下におくという構想は、彼の主張してやまないところであった。1806年9月20日付戦争=植民地大臣ウィンダム (William Windham, 1750-1810) あて公信のなかでメイトランドは、同年の第4号「前オランダ政庁が本島のローマ=カトリック教徒に課した諸制限を撤廃する条例⁽⁸⁾」の制定事由を述べたあと、島の宗教=政治情勢を以下のよう

……………島のこの部分〔コロombo・ガール・マータラ〕の住民のうち〔9万人を下らないローマ=カトリック教徒を除く〕残るすべては仏教に属する。彼らは、その各人がカンディ〔マハヌワラ〕の王に特別に任命され、毎年カンディに赴いて彼らの教団の状況を報告する義務をみなが負う、すべてでおよそ750人の僧侶をもっていた。ゆえに宗教に即してみた本島の実状は次のごとくであった。多数の住民は貴下

の不具戴天の敵がその僧職者を特別に任命した宗教を奉じていた。ローマ＝カトリックの信仰を持つ他方の人びとは、その僧職者がゴアの
大司教の下にあるコチンの司教に任命される宗教に属し、彼らに課さ
れた重くかつ不当な諸制限からしても、貴下の政庁に好感を寄せてい
なかったに相違ない。貴下の宗教に属するのは貴下の文武官とオラン
ダ人居留民の若干とであった。

この状況下で本島の安全のために講じうるもっとも強力な施策のひとつは、もしできれば宗教組織を貴下の政治組織と連結する (to connect if possible the religious with your political establishment) ことであろうと私には思えた。ローマ＝カトリック教徒に関しては、私が国王陛下の訓令にあわせて公布したばかりの条例によって、これは完全にすませたものと確信している。いま私は1条例の作成に努力中であるが、これは私が仏教僧侶たちの検討を煩わし、彼らが頗る賛同したものである。この条例はまだ完成していないので、いま貴下におみせはしないが、[制定のあかつきには]たとえ暫くはカンディの王が僧侶たちを任命し続けるとしても、最終的には王に対するわれわれの優位をうちたてるものとなろう (SLJLD., 5/76/59-63, 20. Sep. 1806)⁽⁹⁾。

メイトランドにとっては、ローマ＝カトリック教会も仏教^{ブッダ}教団も、外国なり敵国なりに僧職の任命権があるという点では同じであった。それとともに、彼が8月27日の条例案の構想を、当日の請願者名をふくむ高僧たちに対する工作の過程でまとめあげたらしいことが、以上から窺えるであろう。

仏教僧侶委員会の構想が次に述べられるのは、翌年1月のマータラ県収税官あての訓令中においてであるが、このことは逆に、5ヶ月以上にわたってこの問題に実質的な進展がなかったことを示している。そして1809年中に出されたらしい前記の Mahagoda から当時は事実上最高裁判所の首席裁判官となっていたジョンストン⁽¹⁰⁾にあてた請願書は、コロ

ボ及びガール^{ゴッラ}10郡の長老としてマハヌワラの王から任命された彼 Maha goḍa の権威に対して、さまざまな婆羅夷罪 (*pārājika*) 相当の行為を犯した Korotota Teroonnanse⁽¹¹⁾y Dammasidde が挑戦していること、イギリス領地域でも衆僧 (*Gaṇinnāṇse*) には敍階されうるが、長老 (*Terunvahanse*) への敍階はマハヌワラでその伝統に則って行なわれることが必要であり、この儀式を経ずに長老を僭称しているのが Dammasidde の最大の罪であること、などが記されているという。マハヌワラの宗教的権威は沿海のイギリス領地域でなお行なわれていたが、同時にその権威は部分的に崩壊もしており、自薦自任の長老が生まれていた。このような事態に加えて、教団内部の小部派の対立反目も著しかった。かかる混乱した状況の下では、メイトランドの1806年8月の構想は、その後の彼の主張にもかかわらず、実現不可能たらざるを得ないであろう。政庁の教団掌握は、おそらくマハヌワラの占領合併とナーヤッカ王権の形式的継受なくしては、現実的にも論理的にも不可能だったに違いない。

メイトランドは仏教教団対策を対首領政策の系として位置づけ、何らかの方法で仏教界の有力者と連絡して彼らを総督の影響下に引き入れ、そこから教団統制の策を講じようとしていた。その彼方にはマハヌワラの宗教的精神的権威の排除という目標があった。しかしこの面では彼の政策は、教団内部の形勢に禍されて、大きな進展はみせなかった。

註

- (1) 前稿265-269, 270頁参照。
- (2) カースト別仏教諸部派の成立事情については, Raghavan, *op cit.*, pp. 136-141; K.M. de Silva, "Religion and State in the Early Nineteenth Century." UCHC., vol. 3, pt. I, chap. V, pp. 69-70; L.S. Dewaraja, *A Study of the Political, Administrative and Social Structure of the Kandyan Kingdom of Ceylon 1707-1760*, Colombo, 1972, pp. 101-106 参照。カースト別諸部派のその後と現状については, Ryan, *op cit.*, pp. 39-45; 270-271; K.M. de Silva, "The Government and Religion: Problems and Policies, c. 1832 to c. 1910", UCHC, vol. 3, pt. II, chap. V, pp. 199-201 をみよ。

- (3) Kannangara, *op cit.*, p. 85 には、メイトランドが、彼がキリスト教の布教を阻害している、という宣教師団の抗議に対して、1809年3月4日付戦争=植民地大臣あて公信で、「もしこの〔宣教師団の〕不満にたしかな根拠があるのなら、ムダリヤールがこの宗教またはかの宗教に属することによって、私の不満としている弊害を最少程度なりと改めるものか否かを、質問したいものである」と書いたと述べている。
- (4) P. E. Pieris, *Tri Sinhala. The Last Phase 1796-1815*, Colombo, 1939, pp. 166-168 所収。人名は、一方は「Karato'a 寺院の Dhamma Rāma 大長老 (*Nāyaka Tera*: *Tera* は *Pāli* 語 *Thera* Skt. 語 *Sthavira*; *Terunvahanse* は敬称)」、他方は Mahagoḍa Imḍasāra であろう。2通の請願書はスリランカ国立コロombo博物館の A. Johnston Papers にあるが、私は不幸にして閲覧の機会をもたなかった。Magoḍa 分には1802年のすかし文字が入っていると上掲書にあるが、請願書はメイトランドにあててあるところからみて、この「1802」は誤植であろう。
- (5) Kīrti Śrī Rājasīmha (1747-81) の治世、同王の仏教復興に関する治績は、Dewaraja, *op cit.*, pp. 101-103, 125, 128-129, 142-143 等を参照せよ。
- (6) いかなる資格でいかなる職務を担当したかは不明。
- (7) 後者の人名は Bōvālla であろう。
- (8) Regulation IV, 1806: *A Regulation for taking off the Restraints which were imposed upon the Roman Catholics of this Island by the late Dutch Government*, CGG., No. 231, 28. May 1806. 主たる内容はローマ=カトリック教徒の婚姻に、民事法上の婚姻としての合法性を付与することであった。
- (9) 上掲の総督の公信は部分的には *CuBO.*, vol. 1, p. 269 に引用された。T. Vimalananda, *Buddhism in Ceylon under the Christian Powers and the Educational and Religious Policy of the British Government in Ceylon 1797-1832*, Colombo, 1963, pp. 59-60 所収の原文は、私の引用箇所のかんりの部分を省略してある。
- (10) Pieris, *Tri Sinhala*, pp. 168-169 参照。
首席裁判官の E.H. Lushington は1809年初めに退任した。*CuBO.*, vol. 1, p. 325 参照。
- (11) 人名は Dhammasiddha であろう。
- (12) 衆僧 (*Gana*, *Ḡaṇin*) から長老 (*Tera*) への敘階はオランダ統治期からマハヌワラでのみ行なわれていた。マハヌワラでの敘階とジャム部派僧職のゴイガマ独占とが重なって、マータラ県的首領層とマハヌワラの王国との間には密接な関係が生じていた。Pieris, *Tri Sinhala*, p. 169; Dewaraja, *op cit.*, pp. 106-107 参照。

お わ り に

以上、イギリスのスリランカ領有初期における土民首領政策の経過を叙述して来た。私が総督からイギリスの植民地大臣あての公信でたどった限りでは、メイトランド期をすぎると対土民首領政策には特別の問題は生じなくなり、マハヌワラ征服戦争及び合併の時期になって同地域の首領層の動向が注目されるようになる。対土民首領政策の基礎は、14年間の試行錯誤のなかで、メイトランドが最終的な方向を固めたといつてよい。⁽¹⁾それは、彼らを植民地政庁に従属させ、強力に統制しつつ、温存し利用するというものであり、シンハラ人のあいだに強い家柄の意識を政治権力によってさらに強め、名望家を通しての人民支配と、その名望家たちの上に君臨するイギリスの統治、という体制を作り上げたものであった。仏教寺院対策が、対首領政策を補強するイデオロギー支配を担うものとして位置づけられることは、前稿で指摘したとおりである。しかしこれは、メイトランド期には完成せずに終わった。

土民首領制度は既に述べたように、植民地政庁と現地住民社会との媒介環であり、支配権力の通路であった。しかしながら、土民首領たちがそれぞれの地域社会で具体的にどのように住民を支配していたかは、残念ながらまだまったく明らかにされていない。一般的なムダリヤール像の限界を超えるべく、文献史料調査の上で努力したが、私のスリランカ滞在期間が短かったこともあり、断念するほかなかった。今後の研究は一方では以上のような課題にむかい、他方では時代を下降しつつ土民首領制度、すなわち植民地的名望家支配の体制の発展を追うことであろう。

註

- (1) Kannangara, *op cit.*, p. 87 にも、メイトランド期以後、地方統治改革案は立てられなかったと指摘している。